

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童相談所に配置される弁護士を対象とした
研修制度に関する調査研究事業
事業報告書

平成 30 年 3 月

PwCコンサルティング合同会社

目次

1	本事業の背景・目的	1
1.1	本事業の背景	1
2	本事業の実施方法	3
2.1	ヒアリング	3
2.2	カリキュラム策定検討委員会	5
3	ヒアリング結果を踏まえた研修カリキュラムの全体像	6
3.1	児童相談所に配置された弁護士が担うべき役割	7
3.2	児童相談所に配置された弁護士が身につけるべき知識・技術・態度	9
3.3	具体的に習得すべき知識・技術と習得方法	13
3.3.1	基礎的な知識	13
3.3.2	実務的な知識・技術	15
4	研修の実施方法	18
4.1	実施方法	18
4.1.1	座学	18
4.1.2	演習	21
4.1.3	実施上の制約条件・留意点	22
4.2	効果検証	25
5	まとめ	27
5.1	到達目標とカリキュラム	27
5.2	研修の本格実施に向けて（今後の検討課題等）	29
付録	ヒアリング録	30

1 本事業の背景・目的

1.1 本事業の背景・目的

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、都道府県は、児童相談所が行う業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする規定された。

これに伴い、児童相談所における弁護士の配置が進められているものの、引き続き、児童相談所において日常的に弁護士に相談できるよう、弁護士の配置を進めていくことが求められる。

児童相談所に配置される弁護士が、児童相談所における業務においてその能力を最大限に活かすためには、児童福祉分野の知見等を備え、業務に活かしていく必要があり、「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日新たな社会的養育の在り方に関する検討会取りまとめ）において、児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度の検討・確立をすべき旨が盛り込まれたところである。

以上より、本事業は児童相談所に配置される弁護士に求められる役割を踏まえ、主として児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修の実施に向けたカリキュラムの策定、研修の実施方法等の検討をすることを目的として実施する。

なお、児童相談所に関わる弁護士が適切な法的支援を行うことを通じ、子どもの最善の利益を確保し、保護者の支援につながることを基本的な目標であることを考えると、現時点では、少数にとどまる常勤弁護士だけを基本的なターゲットとして研修をするのでは、不十分といわざるをえない。このため、現在、常勤弁護士数が全国的に少数にとどまっている実情、今後、非常勤弁護士や児童相談所と契約関係にある弁護士（以下「契約弁護士」という。）が常勤弁護士のなり手となったり、常勤弁護士と互いにサポートしあう関係になったりすることが想定されることを踏まえ、研修の対象者については、常勤弁護士を中心としつつ、非常勤弁護士や契約弁護士をも視野に入れて検討を行った。

図表 1 児童相談所における弁護士を活用状況

活用状況	箇所数		人数
常勤職員として 配置	6箇所	2.9%	6人(※)
	(4箇所)	(1.9%)	(4人)
非常勤職員として 配置	82箇所	39.0%	105人
	(41箇所)	(19.5%)	(62人)
弁護士事務所等 との契約等	122箇所	58.1%	—
	(165箇所)	(78.6%)	—

※常勤弁護士を配置している自治体：

- 和歌山県 (1か所、1人)
- 名古屋市 (2か所、2人)
- 福岡市 (1か所、1人)
- 福岡県 (1か所、1人) *29年度～
- 新潟市 (1か所、1人) *29年度～
- 明石市 (1か所、2人) *31年度～ (予定)

引用 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課まとめ

「児童相談所における弁護士の活用状況等」から一部追記

上段： 平成29年 4月1日時点

下段 () 内：平成28年10月1日時点

2 本事業の実施方法

本事業の目的を踏まえ、関係者へのヒアリングを行った上で、事業検討委員会において、弁護士向け研修カリキュラムの策定、実施方法の検討を行う。

2.1 ヒアリング

(1) 調査項目

児童相談所配置弁護士、児童相談所、研修機関及び有識者のそれぞれの立場から、弁護士向け研修カリキュラムの在り方及びカリキュラムの内容について、ヒアリング調査を実施した。具体的なヒアリング項目は図表2のとおりである。

図表 2 ヒアリング項目

対象	ヒアリング項目
児童相談所 配置弁護士	<ul style="list-style-type: none">• 就任の経緯• ケース対応における法律面の支援状況• 弁護士に求められている役割• 児童相談所での業務を円滑かつ適切に行うために必要なもの• 自分自身が受けた研修
児童相談所	<ul style="list-style-type: none">• 弁護士採用の経緯• 法的サポートの具体例• 弁護士に求める役割• 児童相談所で働く上で弁護士に備えてほしいこと• 児童相談所における研修・訓練内容• 弁護士向け研修の内容として望むもの
研修機関	<ul style="list-style-type: none">• 研修機関の概要• 研修の運営技術：集合研修、オンライン研修、運営上の留意点• 弁護士向け研修を企画運営する上での考え方：弁護士に求める役割、弁護士が備えるべきこと、他の研修と弁護士向け研修との違い
有識者	<ul style="list-style-type: none">• 自身が受け持った研修の詳細• 弁護士向け研修を構成する上でのポイント• 望ましい研修内容

(2) ヒアリング調査対象者

調査対象は、検討委員会委員及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室の推薦を踏まえ、選定した。具体的な調査対象者は図表3及び図表4のとおりである。

なお、1対1のヒアリングのほか、児童相談所に常勤で配置されている弁護士等に対するグループヒアリングも実施した。また、日本弁護士連合会から、現在会員向けに提供しているオンライン研修のタイトルや概要に関する情報を提供してもらった。

図表 3 ヒアリング対象者（五十音順、敬称略）

区分	対象者	所属
弁護士	岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士 ※大阪府、大阪市など近畿地方の児童相談所の相談に随時対応
	久保 健二	福岡市こども総合相談センター こども緊急支援課長 弁護士
	浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士 大阪市こども相談センター 契約弁護士
	藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士 神奈川県中央児童相談所 非常勤弁護士
	水内 基成	水内基成法律事務所 弁護士 新潟県中央福祉相談センター 非常勤弁護士
児童相談所	鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長
	田代 健一	新潟県中央福祉相談センター 所長
	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
研修機関	川松 亮	子どもの虹情報研修センター 研究部長
	増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研修部長
有識者	安部 計彦	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 (元児童相談所職員)
	久保 樹里	大阪歯科大学 医療保健学部 社会福祉士コース 講師 (元児童相談所職員)
	橋本 和明	花園大学 社会福祉学部 臨床心理学科 教授 (元家庭裁判所調査官)

図表 4 ヒアリング対象（常勤弁護士等 グループヒアリング）（五十音順、敬称略）

区分	対象者	所属
弁護士	一宮 里枝子	福岡児童相談所 児童福祉法務専門監
	浦 弘文	明石市福祉局 子育て支援室 相談支援担当課長
	木曾 久美子	広島県東部こども家庭センター 法務専門員
	久保 健二	福岡市こども総合相談センター こども緊急支援課長
	土居 聡	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 主幹
	根ヶ山 裕子	名古屋市西部児童相談所 主幹
	橋本 佳子	名古屋市中央児童相談所 相談課緊急介入班 主幹
	原 加奈絵	明石市福祉局 子育て支援室 相談支援担当課長
	山地 美智子	広島県西部こども家庭センター 法務専門員

2.2 カリキュラム策定検討委員会

本事業を推進していくに当たり、ヒアリング結果を踏まえ、カリキュラム等の検討を行う事業検討委員会としてカリキュラム策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設け、2回にわたり議論を行った。座長については岩佐嘉彦氏が就任し、議事進行及び報告書の取りまとめを行った。委員会の委員、オブザーバー、事務局及び開催状況は図表5から8までのとおりである。

図表 5 カリキュラム策定検討委員会 委員（五十音順、敬称略）

対象者	所属	
◎岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所	弁護士
川松 亮	子どもの虹情報研修センター	研究部長
鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所	虐待対策支援課長
橋本 佳子	名古屋中央児童相談所	相談課緊急介入班 主幹
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所	弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター	所長

※ ◎・・・座長

図表 6 オブザーバー（敬称略）

対象者	所属		
近藤 有希子	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課	虐待防止対策推進室	室長補佐
谷嶋 弘修	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課	虐待防止対策推進室	企画法令係長

図表 7 事務局

対象者	所属	
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部	マネージャー
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部	シニアアソシエイト
清水 式子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部	

図表 8 カリキュラム策定検討委員会開催状況

	概要
第1回	【日時】平成30年2月2日（金） 13:00～15:00 【議題】・ヒアリング結果の報告 ・児童相談所に配置される弁護士に対する研修カリキュラムの検討
第2回	【日時】平成30年3月2日（金） 17:00～19:00 【議題】・児童相談所に配置される弁護士に対する研修カリキュラムの検討 ・事業報告書の検討

3 ヒアリング結果を踏まえた研修カリキュラムの全体像

まず、研究カリキュラムの全体像をまとめるに当たり、委員会において、児童相談所に配置された弁護士が業務を行うに当たっては、児童福祉において実現すべき価値との関係において検討し、これを意識することが必要であるとの議論がなされた。

児童相談所は、子どもと子どもの保護者を含む環境との接点に介入し、子どもの発達や自立を助け、子どもの権利を守ることが求められる。そして、子どもの最善の利益を実現することを最優先の目的としつつ、子どもにとって最も重要な関係者である保護者への支援を行う。

法は、児童相談所がかかる子どもの最善の利益の実現を最優先事項とした上での関係者の福祉を増進するための手段であり、弁護士は、児童相談所の業務の適法性や妥当性の判断に関わるが、その際には、この児童相談所が実現すべき価値を常に基本とする姿勢を持ち続けなければならない。

子どもの権利を実現するためには、子どもやその関係者の心理状況、医学的な状況、法律的な立場、利用可能な制度等、多面的な実情を理解する必要があり、児童相談所は、多職種の専門家からなるチームによってかかる価値を実現しようとするのが特色である。チームが有効に機能するためには、それぞれの専門家が対等に議論できることと、それぞれが自分の専門の分野に広がりを持ちながら対応すること、すなわち、子どもの最善の利益の実現という目的を共有し、それぞれの専門性を尊重しつつ、対等な立場で他の専門家の領域に踏み込んだ議論をしたり、領域外の者の意見の趣旨や背景をくみ取ってやりとりをしたりすることが重要である。このことから、弁護士が児童福祉に関する法律だけではなく、ソーシャルワークのあり方や子どもの発達などの分野にも理解が必要となること、チームとしての対応が可能となるよう他の関係者との連携がスムーズになるような配慮が必要であること、他方で、法律の専門家として、子どもの最善の利益の確保という法の実現のために、児童相談所の慣例や他の関係者と意見が違っていても、しっかりと自らの見解を述べることが求められる。

常勤弁護士や、常勤に近い非常勤弁護士は、児童相談所のチームとしての対応に深く関わることとなり、児童の最善の利益の確保に大きな影響を与えることができることから、以上に述べた弁護士としての役割をより強く意識する必要があると言える。

このような認識のもと、委員会では、次項以降のヒアリング結果も踏まえ、児童相談所に配置された弁護士を対象とした研修カリキュラムの全体像をまとめた。

なお、本研修カリキュラムの対象を常勤・非常勤・契約等のいずれに置くかについては、常勤弁護士を中心としつつも、非常勤や契約弁護士等も視野に入れて検討した。その理由は、「1.1 本事業の背景・目的」に記載したとおりである。委員会においても、非常勤や嘱託契約等の弁護士においても、最新の法改正や児童福祉に関

するトピックスが紹介されるなど、取り扱う内容によって積極的な参加が見込まれる、また、異なる就任形態の弁護士が交流することにより、副次的に、非常勤・契約等の弁護士が常勤弁護士就任を志すリクルートの場になることも期待されるとの指摘があった。

3.1 児童相談所に配置された弁護士が担うべき役割

児童相談所に配置された弁護士が担うべき役割について、前述の図表3及び図表4で示したヒアリング対象者に聞き取り調査を行った。特に弁護士からは、児童相談所での自らの業務内容を尋ねた上で、果たすべき役割について尋ね、また児童相談所においては、弁護士が業務にどのように関わっているかを踏まえて果たすべき役割について回答を得た。

その結果、弁護士が担うべき役割については法律の専門家として求められるものと児童相談所で働く職員として求められるものの2種類の要素を挙げる回答者が複数みられた。具体的には、法律の専門家として求められる役割としては、豊かな法的知識と技術を持ち、児童相談所での業務に対する法的支援を適切に実施すること、児童相談所で働く職員として求められる役割としては、法的支援の実施に当たり、法的妥当性だけでなく、子どもの最善の利益を踏まえて判断することである。また、これらの役割を果たしながら、弁護士が、児童相談所の他の職員に対して、法的視点に基づく支援の考え方を広めていくことも期待されているとする回答もあった。

担うべき役割に関するこれらの回答は弁護士、児童相談所職員、研修機関職員、有識者いずれの回答者においてもおおむね一致しており、異なる立場においても同じ認識のもとで業務にあたっていることが分かった。

なお、ヒアリング結果からは、児童相談所に配置された弁護士は、勤務日数等によりその従事する業務は異なるものの、主に以下のような業務に従事していた。

- ・ ケースに対する法的側面からの助言
 - － 援助方針会議や緊急受理会議への同席
 - － 家庭裁判所や警察からの照会に対する情報開示の範囲の判断
 - － 児童相談所職員の対応方針に対する妥当性や過不足の有無などの助言
- ・ 児童福祉法第28条に基づく申立て等の法的手続の実施・支援
- ・ 職員が行う家庭訪問への同行
- ・ 保護者との面談の同席
- ・ 子どもへの説明の実施
- ・ 弁護士会との連絡調整

ただし、委員会において、保護者や子どもへの説明に関しては、一義的にはソーシャルワーカーの役割であり、弁護士は、法的な専門知識を背景とした説明が必要な場合等補助的な役割となるのではないかとの指摘があった。ヒアリング対象者の回答からこれらをまとめたものが図表9である。

図表 9 児童相談所に配置された弁護士が担うべき役割に関するヒアリング結果抜粋
(五十音順、敬称略、以下同様)

		法律の専門家として 求められるもの	児童相談所で働く職員として 求められるもの
弁護士	岩佐嘉彦 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の業務特性を理解した上で、法的対応を支援すること 法律全般の知識を用いて、司法手続も含め多面的な助言をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの立場に立ち、子どもが困っていること、何をしたいか傾聴する姿勢を見せること ソーシャルワークや子どもの発達など、児童相談所の仕事に関する全体像を理解すること
	久保健二 弁護士 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 法律の専門家として法的な判断ができることは当然のこと、ケースワークに沿って適切に判断すること 地元の弁護士会との連絡・調整役 	<ul style="list-style-type: none"> ケースワークに沿って適切な判断ができること 大局的にとらえる視点と福祉の発想を持つこと
	浜田真樹 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 知らない法律や経験のない問いについても自ら調べ、専門家として適切な助言をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 法律の知識を児童相談所の現場で使いこなすための機転や態度（保護者と対立するのではなく話し合いの姿勢を見せる） 法的に正しい行動と子どもの最善の利益を考えた行動に隔たりがある場合でも、法律を理解した上で慎重な対応をとること
	藤田香織 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 法的知識を中心として、子どもの権利擁護に関する知識や技術を幅広く身につけ、ケースワークにおいて適切に活用できること 	<ul style="list-style-type: none"> ケースワークの場で適切に法的知識を活用すること 支援対象が「子ども」であることを理解し、周辺情報を踏まえた上で判断し助言をすること
	水内基成 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 職員が対応している事例について法的助言をする 法律に関して聞かれれば、その時分からなくても調べるのが役目 	<ul style="list-style-type: none"> 対人援助の専門職 非常勤職員として、適宜第三者的に発言することで職員の援助活動を支援すること
	グループ ヒアリング (常勤等)	<ul style="list-style-type: none"> 民事・家事・刑事など法律に関することは何でも知っていて、答えられること 	<ul style="list-style-type: none"> 「裏方」として、他の職員の苦労を理解した上で、法律面から適切な助言をすること
児童相談所	鈴木浩之 課長 (神奈川県 中央児童相 談所)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に関連する法律について、ただ理解するだけでなく専門的に深く、豊富な知識を持ち、法的に的確な助言をできること 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の現場を理解し、全体感を持つこと 子どもの最善の利益を求める上で、法的な正しさと、家族、環境等、広く多角的な視点を持つこと 人柄、付き合いやすさ
	田代健一 所長 (新潟県中 央福祉相談 センター)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との対立や家庭裁判所との調整において、法令に基づいて職務に当たること 法令の解釈や判例収集に長けた弁護士であること 	<ul style="list-style-type: none"> 他の職員が自信をもって職務にあたるよう法律分野のプロフェッショナルとして支援すること

児童相談所	藤林武史 所長 (福岡市子ども総合相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> 法律の専門家として児童相談所業務のチェック、助言をすること 弁護士会との連携・調整窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 実行しようとしている行政処分が子どもの最善の利益に資するの可否かを常に問うこと 弁護士との協働を通じ、組織全体に法的発想がある(弁護士の発想が「溶け込んでいる」)状態となり、職員が法的視点からケースワークを進める「リーガルソーシャルワーク」を実現すること
研修機関	川松亮部長 増沢高部長 (子どもの虹情報研修センター)	<ul style="list-style-type: none"> 法律の専門家としての技術を、児童相談所の基本的な機能である「支援」の視点から発揮すること 	<ul style="list-style-type: none"> 法律面での正しさとソーシャルワーク上の正しさが必ずしも一致しない点に意識して職務にあたること
有識者	安部計彦 教授 (西南学院大学)	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワークのリーガルチェック(法的妥当性を確認しながら業務進行を支援)をすること 法的対応のオプション(選択肢)を提示すること 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職等と全く同じ仲間として働くのではなく、ソーシャルワークのリーガルチェックを行うこと
	久保樹里 講師 (大阪歯科大学)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉現場の実態を理解し、司法の知識や対応力で福祉現場を補完すること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの最善の利益のため、安全を保障し、保護者に気づきを与えること 司法の知識や対応力で福祉現場を補完すること
	橋本和明 教授 (花園大学)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所のソーシャルワークを法律面から支えること 十分に収集した事実に基づき法的判断・助言をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の発想を持ち、法律に基づいた処遇が子どもの人生にどう関わるか常に考えながら職務にあたること

3.2 児童相談所に配置された弁護士が身につけるべき知識・技術・態度

次に、前述の役割を果たすために弁護士が身につけるべき知識や技術について尋ねたところ、知識においては児童福祉関連分野の法令や通知等に関するものと、行政組織で働く上で必要な手続、制度など実務の知識を挙げる回答者が多くみられた。また、技術については、ケースワークの進め方といった対人援助の基本の理解のほか、児童福祉法第28条に基づく申立てなど各種申立書の作成、証拠の整理、個人情報の開示に関するノウハウを挙げる回答者が複数いた。

なお、知識及び技術については、ヒアリング及び委員会の議論を踏まえ、活用頻度が高く必ず身につけるべきとしたものと、あれば望ましいものに大別した。これらを整理したものが図表10である。

図表 10 身につけるべき知識・技術に関するヒアリング結果抜粋

		必ず身につけるべきもの	できれば身につけておいた方がよいもの
知識	法的知識	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法 児童虐待防止法 個人情報保護法等 個人情報に関する法律や条例 行政手続法 行政不服審査法 家事事件手続法 民法（親権、財産など） 少年法 刑法 	<ul style="list-style-type: none"> 行政訴訟法 出入国管理法 国籍法 精神保健福祉法 医療観察法 障害者総合支援法 母子保健法
	行政実務	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の組織・所掌業務・支援手法 児童虐待への対応の基本 里親、児童福祉施設等の概要・役割 児童相談所で行う各種行政処分、不服申立手続 児童福祉法第 28 条に基づく申立て等の手続 関係機関との情報の共有 市町村の子ども家庭相談支援体制 非行への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉サービス等の社会資源、社会保障政策 子どものけが・病気・障害
技術		<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワークの進め方：対人援助の基本（保護者等とのやりとり、子どもに対する面接技法）、子どもの安全確保、他職種連携等 児童福祉法第 28 条に基づく申立て等の各種申立て：申立ての手続、書類作成、証拠の収集・整理等 個人情報の開示：警察、検察、裁判所等からの照会対応 司法面接の進め方：子どもからの聞き取り項目の整理、検察との調整等 	

さらに、弁護士が児童相談所において前述の知識や技術を適切に用いるための態度をヒアリングにて尋ねるとともに、委員会において議論を行った結果、大きく次に述べる3点に整理することができると考えられる。

1点目は児童相談所で働く上で求められる態度に関するもので、児童相談所のソーシャルワークにおける法的支援の役割を理解し、子どもやその関係者の置かれている実情を多面的に把握し、子どもの最善の利益の確保を常に考えて支援を行うことである。

2点目は行政組織で働く上で求められる態度に関するもので、他の職員との連携や円滑なコミュニケーションを図ることである。

3点目は法律の専門家として求められる態度に関するもので、子どもの最善の利益の確保という法が実現すべき価値を踏まえ、他の職員や関係者と見解が異なる場面であっても、児童相談所の対応の適法性や妥当性について、法律の専門家として自らの意見をしっかりと述べる、というものである。

これら知識・技術・態度について各ヒアリング対象者の回答を抜粋したものが図表11である。

図表 11 知識・技術・態度に関するヒアリング結果抜粋

		知識	技術	態度
弁護士	岩佐嘉彦 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法、児童虐待防止法等の関連法 子どもの視点で考えるという基本マインド ソーシャルワークの基本・児童相談所の特性 	<ul style="list-style-type: none"> (深刻な事例に対して慣れない法的対応に苦慮している) 児童相談所職員の悩みを聞きとること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの苦悩と意思に真摯に耳を傾ける 組織で働くことを自覚し、全体感をもって仕事に当たる
	久保健二 弁護士 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法等の法的知識、医療など関連教養 ケースワークの進め方 	<ul style="list-style-type: none"> 事実確認、証拠をそろえること 日本弁護士連合会との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ケースワークに沿った適切な判断 大局的な視点、福祉の発想を持つ
	浜田真樹 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> (広く) 法律に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの最善の利益」から考えるスキル 児童相談所の現場で法的知識を使いこなす機転 	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことのない問いについて自ら調べる 児童相談所の現場にあった法律を理解した上での対応 他の職員との円滑なコミュニケーション
	藤田香織 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉関連法 児童相談所の行政処分 親権とその制限 ケースワークの動かし方 社会的養護と自立に関連する各種社会資源 生活保護 精神福祉法 医療観察法 子どもの精神疾患 発達障害 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもからの聞き取り 面接手法 個人情報の開示 	<ul style="list-style-type: none"> ケースワークの場で適切に法的知識をいかす 支援対象が「子ども」であることを理解し、子どもが置かれている立場や力関係といった周辺情報を踏まえた上で判断し助言をする
	水内基成 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法 児童虐待防止法 民法(親族法、相続法) 刑法、少年法など関連法 	<ul style="list-style-type: none"> 対人援助の基本技術 28条申立書の書き方や手続きフロー 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者とのやりとりに苦勞する場面で、職種の特徴を活かして、執務すること 他の職員からの話しやすい雰囲気づくり

<p>弁護士</p>	<p>グループ ヒアリング (常勤等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の関連法規 送致・申立等の法的手続 児童相談所の組織概要 地域の関係機関 基本的な用語 社会保障 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第 28 条に基づく申立てなどの手続と申立書の起案方法 家事審判における立証の仕方 証拠の出し方 記録の取り方 保護者への対応方法 	<ul style="list-style-type: none"> 「裏方」として、他の職員の苦労を理解した上で、法律面から適切な助言をする
<p>児童相談所</p>	<p>鈴木浩之 課長 (神奈川県 中央児童相 談所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に関する法律 児童福祉の基本理念 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の苦悩、子どもや家族の語りを丸ごと聞くこと 自分の意見を持ちつつ柔軟に変更できる 	<ul style="list-style-type: none"> 法律家として自らの意見を持ちつつ状況に応じ柔軟に変更する 子どもの最善の利益を求める上で、法的な正しさと、家族、環境等、広く多角的な視点を持つ 職員として他の職員と対等であることを理解する
	<p>田代健一 所長 (新潟県中 央福祉相談 センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の解釈、判例 	<ul style="list-style-type: none"> 援助技術の基礎 	<ul style="list-style-type: none"> 法令と規範に則った行動 組織的対応・チームワークについての理解
	<p>藤林武史 所長 (福岡市こ ども総合相 談センタ ー)</p>	<p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法、児童虐待防止法、児童相談所運営指針、行政不服審査法、民法、少年法 児童相談所の所掌業務、各種行政処分・手続き、児童虐待に関わる業務 <p>【あれば望ましいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法、行政訴訟法、入国管理法、国籍法、精神保健福祉法、障害者総合支援法、個人情報保護法 子どもの心身の疾患や虐待等の影響、社会的養護や自立に関連する社会的資源、生活保護・生活困窮者支援などの社会保障制度 	<ul style="list-style-type: none"> 各種申立ての書類作成 司法面接マネジメント（論点の整理など） 個人情報の開示 他職種他機関連携 児童福祉司等への支援 弁護士会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 実行しようとしている行政処分が子どもの最善の利益に資するのか否かを常に問う

研修機関	川松亮部長 増沢高部長 (子どもの虹情報研修センター)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の業務フロー、重要な作業の方法 地域の社会福祉に関する施策 		<ul style="list-style-type: none"> 法律面での正しさとソーシャルワーク上の正しさが必ずしも一致しないことを理解する
有識者	久保樹里 講師 (大阪歯科大学)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の理念 児童相談所の相談内容と業務の流れ 児童福祉に関する法制度 児童虐待に関する基礎知識 	<ul style="list-style-type: none"> 対人コミュニケーション、対応力 申立書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの最善の利益のため、安全を保障し、保護者に気づきを与える 児童福祉現場の実情を理解し、福祉の現場を司法知識と技術で補完する
	橋本和明 教授 (花園大学)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する知識 発達障害、愛着障害、解離やトラウマの理解 	<ul style="list-style-type: none"> 事実の調査・収集 児童福祉法第28条に基づく申立て等の申立書の作成 面接技法 	

3.3 具体的に習得すべき知識・技術と習得方法

前節で述べた知識、技術、態度をどのように身につけるべきか尋ねたところ、回答結果から基本的な知識や技術については、自学自習によって身につけ、その上で実践的な知識や技術を集合研修の場で学ぶことが効果的であると考えられることが分かった。

なお、自学自習によって身につけることが困難な分野・内容については、集合研修の場で学習することが適当であると考えられる。

具体的な内容は次に述べる通りである。

3.3.1 基本的な知識

現在児童相談所に配置されている弁護士は、基本的な知識・技術についての習得に当たって、日本弁護士連合会が編集した書籍や、厚生労働省のホームページで公開されている通知など、一般的に入手できる情報を活用して自学自習を行ったとの回答が多かった。このほか、知見の豊富な弁護士に質問するなど、同職種での連携を挙げる回答者もいた。

一方、児童相談所での業務に関連する法令や通知、業務上関連のある外部の行政機関、活用可能な国・自治体の制度等について体系的に学ぶ機会がなかったことを理由に、座学の講義で改めて基礎を学習する機会を求める回答が弁護士からあった。加えて、今後、弁護士配置が進むことを見据え、何らかの形で基本的な事項をフォローする必要性を指摘する回答者もいた。委員会においても、信頼できる参考資料や情報が分からず不安な中で執務していたという経験や、全ての児

児童相談所職員を対象とした任用前に行われる研修の内容から一步踏み込み、児童相談所における措置や手続の関連法令や論点、申立書の書き方など基本的な法的知識や技術を身につける場として、座学による研修を求める声があった。

加えて、委員会において、自学自習をより効率的に進めるとともに、児童相談所において支援を行う弁護士の知見を蓄積するため、委員会において、テーマ別に根拠法令や通知、行政処分の性質、参考にできる文献・論文や判例などを一覽にまとめた資料を作成することが有用であるとの指摘があった。

なお、この一覽化は、今後行うことが予定される毎年の研修の座学の教材作成を通じて、まとめていくことが良いとの指摘を得た。また、負担の大きさや共有財産としての価値を踏まえ、研修の運営とは別に研究会を組成し、その研究会において専門的にまとめることも一案として挙げられた。

各ヒアリング対象者の具体的な発言内容は図表 12 のとおりである。

図表 12 基本的な知識・技術の習得方法と学習機会の必要性に関するヒアリング結果抜粋

		現行の／自らが実践した 知識・技術の習得方法	学習機会（研修）の必要性
基本的な知識・技術	岩佐嘉彦 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 難しい事例に直面し、未経験の手続きを試行錯誤して進めながら、基礎と応用の知識・技術を同時に蓄積 分からないことは各分野の専門家に聞きながら、自分で総合的な結論を出す 	/
	久保健二 弁護士 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> OJT で経験を積みながら、日本弁護士連合会「子ども虐待防止・法的実務対応マニュアル」や厚生労働省「児童相談所運営指針」を確認し独学 オンライン研修を視聴したことはあるが、児童福祉分野ではない 	/
	藤田香織 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> その分野の第一人者や学識経験者に聞いたほか、日本弁護士連合会「子ども虐待防止・法的実務対応マニュアル」、厚生労働省「児童相談所運営指針」、学識経験者の論文で独学 	<ul style="list-style-type: none"> 予備知識なしに始めると問題点が意識できない恐れがある 業務が終わった後でもできる E-ラーニングを活用することが効率的に自習できる
	水内基成 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 民法や刑法は弁護士事務所での実務経験を活用 児童福祉法や虐待防止法については、日本弁護士連合会「子ども虐待防止・法的実務対応マニュアル」や厚生労働省「児童相談所運営指針」を参照し独学 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所業務に関わり始めた頃は厚生労働省の「児童相談所運営指針」「子ども虐待対応の手引き」の知識がゼロだったので、エッセンスをレクチャーしてもらう機会があったらよかった

	<ul style="list-style-type: none"> 日本弁護士連合会のオンライン研修は見たことがない 	
グループヒアリング（常勤等）	<ul style="list-style-type: none"> 参考文献を読むかほかの常勤弁護士等に相談 業務を通じて試行錯誤しながら覚える 参考文献：日本弁護士連合会「子ども虐待防止・法的実務対応マニュアル」、久保健二氏「児童相談所における子ども虐待事案への対応」、厚生労働省「児童相談所運営指針」「子ども虐待対応の手引き」 	<ul style="list-style-type: none"> 各種行政処分と根拠法、立証の仕方などの解説を聞きたい 自己流以外の手本がほしい 用語や組織の知識、証拠の出し方、記録の取り方、保護者への対応等の技術を最初に体系的に覚えたかった 関連法令や通知など体系的なものがなく一から探した 法律の専門家の視点から児童福祉に関する法律を学びたい オンライン講座を見る時間がないので座学で無理やり時間を確保して基礎を学びたい
安部計彦教授（西南学院大学）		<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉について全く予備知識がなければ何らかのフォローは必要

したがって、回答結果と委員会での検討結果より、基本的な知識や技術の習得に当たっては、まず通知や書籍等を活用した自学自習、日本弁護士連合会等で提供されているEラーニングの活用を基本とすることが望ましいと考えられる。

加えて、集合研修によって基本的な法的知識や技術を学ぶ機会も同時に提供する。

また、基本的な法的枠組みを理解するため、テーマ別に根拠法令や通知、行政処分の性質、参考にできる文献・論文や判例等をまとめた一覧表を作成することが望ましい。

集合研修の具体的な実施方法については「4 研修の実施方法」でのヒアリング結果を踏まえて述べる。

3.3.2 実践的な知識・技術

実践的な知識や技術に関しては、ヒアリングを行った複数の弁護士が、演習形式の事例検討を求める回答をしていた。また、児童相談所の職員や、研修機関等の有識者も同様の回答であった。これには、弁護士が職場で唯一の法律専門職であるという状況を踏まえ、経験交流をしたいという希望も含まれており、対応の違いを知るため、異なる地域の弁護士がグループを組成することを期待する回答もみられた。経験交流を兼ねて事例検討を求める背景として、疑問点は周囲の専門家に聞くという弁護士の学習スタイルがあるとの回答が複数あった。

さらに、こうした研修のあり方について、複数の回答者が、現在子どもの虹情報研修センターで開催している「児童相談所・児童心理治療施設（情短）・医療機関等医師専門研修」（以下「医師向け研修」という。）が参考になると答えた。これは1泊2日の日程に座学と演習を組み合わせた集合研修で、座学では同職種・異職種の専門家による最新のトピックスなどの講義をし、演習では参加者が事例を持ち寄って討議するというものである。また、隔年で、医療少年院の視察など実地研修も行っている。

これらヒアリング結果を整理したものが、図表 13 である。

図表 13 実践的な知識・技術の習得方法と学習機会の必要性に関するヒアリング結果抜粋

		現行の／自らが実践した知識・技術の習得方法	学習機会（研修）の必要性	
実践的な知識・技術	弁護士	岩佐嘉彦 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法は分野横断的に探究する文化がなく判例が少ない 大阪弁護士会と神奈川県弁護士会で毎年 30～40 人の参加者を募り勉強会を開催。分野横断的で難解だが、勉強になり交流機会にもなることから、多くの弁護士が自費で参加 	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討が望ましい
		浜田真樹 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 分からないことは自力で調べるか、周りに聞く 	<ul style="list-style-type: none"> インプットよりアウトプット主体がいい 異なる地域の人が集まると同じ事例で対応に違いが出て面白い
		水内基成 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 県弁護士会が開催する少年事件をテーマとした勉強会での経験交流が役に立った 	<ul style="list-style-type: none"> 実例を基にした分析、報告などの経験交流の場を期待（既に一定程度の業務経験があるため）
		グループ ヒアリング (常勤等)	<ul style="list-style-type: none"> お互い質問しあう 自主勉強会（研究会）の場での議論 	<ul style="list-style-type: none"> 実例を持ち寄る経験交流が有用
	児童相談所	藤林武史 所長 (福岡市こども総合相談センター) ※医師研修の参加経験あり		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの虹情報研修センターにある医師向け研修をベンチマークとし、1泊2日の集合研修を年1回受講することが適当ではないか。可能であれば、1日目はビギナー向け、2日目はアドバンスコースとすると、目的と現在の業務歴・レベルに応じて参加しやすくなる 研究成果など最新の情報が随時更新できる機会が必要

有識者	研修機関	川松亮部長 増沢高部長 (子どもの虹情報研修センター)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、児童相談所への弁護士配置が進むにつれ、全く業務経験のない人が配置される可能性もあるため、研修により、児童相談所を通じた法的支援の感覚を伝える必要性がある 子どもの虹情報研修センターで実施している医師向け研修がカリキュラム設計上参考になるのではないか
		安部計彦 教授 (西南学院大学)	<ul style="list-style-type: none"> ケース検討を行う演習を主体とし、座学と組み合わせた研修を行うことが弁護士に合っているのではないか
		久保樹里 講師 (大阪歯科大学)	<ul style="list-style-type: none"> 能動的に参加し、その場でアウトプットする「アクティブラーニング」が弁護士向け研修でも使えるのではないか 英国にはワーキング・トゥギャザーとして他職種が学ぶ機会があり、弁護士にもそうした機会を期待
		橋本和明 教授 (花園大学)	<ul style="list-style-type: none"> 唯一の法律専門職として、他の弁護士や講師、運営補助員等とのネットワークを築くことで困難な場面を切り抜けるヒントが得られるため、集合研修が適している

4 研修の実施方法

4.1 実施方法

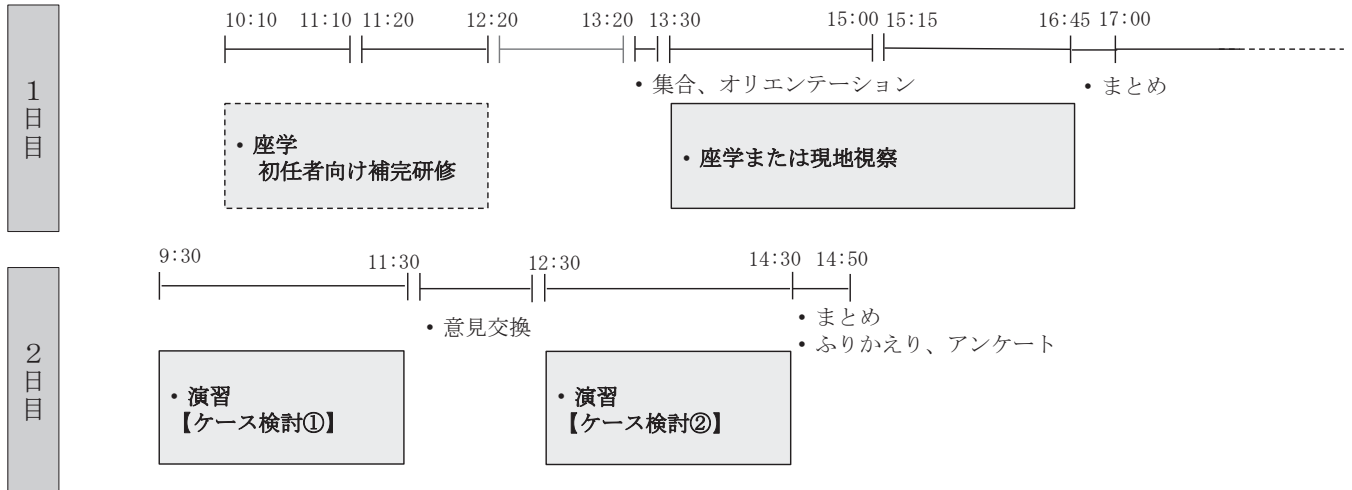
これまでのヒアリング結果を踏まえ、児童相談所に配置される弁護士向けの研修は、1泊2日の日程で座学と演習を組み合わせたものとするのが望ましいと考えられる。ただし、これを補完する研修として、2日間の日程とは別に、基本的な知識・技術を学びたい人向けに、参加自由の補完的な研修を実施することを併せて提案する。

なお、常勤弁護士だけを対象とすると、基本的な知識・技術を学ぶ研修の対象者がごくわずかになり、年によっては対象者がいない、または1名のみということもあり得る。他方、初めて児童相談所に配置される常勤弁護士については研修の必要性が高いことから、非常勤弁護士や契約弁護士のうち経験の浅い者も対象にすることで、研修としての枠組みが確保でき、また法的支援の質の向上という弁護士による支援の底上げにもつながり得ると思われる。

また、以下の研修の実施方法はあくまで大枠を示すものであり、今後、試験的な実施を通じて柔軟に変更・改善を行っていくことが望ましい。

日程の案は図表 14 の通りである。

図表 14 児童相談所に配置された弁護士向けの研修スケジュール案



4.1.1 座学

座学については、一方的な情報提供になりがちである、そもそも必要な情報量が多すぎるといった理由から集合研修としての必要性はあまりないとする回答者が複数いた一方、他に体系的に学べる機会がないためむしろ集合研修で学ぶべきとの回答もあった。委員会においても、弁護士の委員から、基本的な知識や技術に関して児童相談所に配置された当初に参考とするものがなく調べるのに苦労し

た経験が共有され、基本的な知識や技術を理解するための座学の必要性を指摘する声があった。

このほか、ヒアリングにおいて、最新の情報や児童福祉に関わる異職種の専門家の話などについて座学の時間を活用して講演を聞きたいとの回答を複数得た。委員会においても、近年、法改正が頻繁に行われているが、人的資源に恵まれている人でなければこのような流れを把握することが困難であり、最新の知識を入手する機会として座学が必要である、との指摘があった。

なお、前述のように、本研修の設計上参考になると指摘を受けた医師向け研修では、参加者から前年度に内容の希望を募った上で、講演と現地視察を隔年で実施している。

これらを踏まえ、座学については対象者の異なる2種類の講義を実施することが適当であると考えられる。

まず通常研修として、児童相談所に配置されたばかりの初任者から一定の業務経験がある人まで幅広い受講者を対象に講義をする。その内容としては、時事性のある最新の動向や、自学自習では補うことが困難な内容について、異業種も含めて専門家を招くことを想定する。

具体例は図表 15 のとおりである。

図表 15 通常研修において座学として提供することが望ましいと考えられる講義等の案

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• ベテラン児童相談所配置弁護士等による児童相談所での法的支援ノウハウ（証拠の整理、立証の程度）等を伝える講義• 法改正の内容についての講義• 時事性のあるトピックス（里親等委託の推進、特別養子縁組制度等）について専門家による講義• 児童福祉に関連する異業種の専門家による講義（医師、臨床心理士等）• 関係機関等の現地視察（児童養護施設、一時保護所等） |
|--|

なお、こうした講義や後述の事例検討は、児童相談所に配置されたばかりの弁護士にとっては、経験や実力を超える内容となることが予想され、研修効果を高めるためには、基本的な知識を事前に学習することが有効と考えられる。また、前述のとおり、ヒアリングでは基本的な知識や技術を体系的に学びたいという回答があり、委員会でも、児童相談所配置弁護士の観点から、法律の基本的な枠組みや行政の組織等についての「ビギナー」向けの講義が必要であるとの指摘もあった。

したがって、通常研修に加え、参加自由の補完的な研修として、経験豊富な児童相談所配置弁護士から、基本レベルの講義と位置付けて、初任者向けに児童相

談所の業務（ケースの受理から援助の実施までの一連の流れを含む。）や児童虐待、非行等の基本知識と関連する法令・通知等の概略や、児童福祉法第 28 条に基づく申立ての申立書の記載例などの行政実務を説明する時間を設けることが望ましい。補完的な研修は、通常の研修日程の前に開催し、なるべく効率的に学べるように配慮する。

なお、その具体的な内容については、日本弁護士連合会の作成する E-ラーニング教材との調整を行うことや、研修を実施する時期によって、初任者が必要とする内容が異なることに留意が必要である。

また、「3 ヒアリング結果を踏まえた研修カリキュラムの全体像」でも述べたように、上記の通常研修や補完的な研修で実施した講義内容を基に、児童相談所において法的支援を行うに当たり参考となる基本的な法的枠組みや関連情報を一覧表にまとめることが考えられる。具体的な内容としては、司法手続だけでなく、保育所の入所基準や手続、生活保護、児童手当等の経済的支援、療育手帳の交付等、児童相談所が行う支援に関係する内容を広く盛り込むことが望ましい。

収録項目のイメージを示したものが図表 16 である。

図表 16 基本的な法的枠組みや関連情報をまとめた表の収録項目イメージ

最終更新日	平成 30 年〇月〇日	
大項目	児童福祉法第 28 条に基づく申立て等の家庭裁判所に対する申立ての法的手続	
項目	親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を行う場合の家庭裁判所に対する承認の申立て	
概要	児童相談所長又は都道府県知事が行う一時保護について、親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて行う場合は、家庭裁判所に申立てを行い、承認を得なければならない。	
関連法令等	法律	児童福祉法第 33 条第 5 項～第 7 項
	省令	—
	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）第 5 章第 2 節 3（3） ・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行に係る Q&A の送付について（平成 30 年 1 月 12 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）問 12～問 30

なお、上記イメージのように個別の手続きや制度についてまとめる以外にも、「子どもや保護者への経済的な支援」など、やや大きなテーマで関連する法令などを掲載することも一案とする。

4.1.2 演習

演習については事例検討を求める声が大多数を占めたことから、事例検討を行うことが適当であると考えられる。

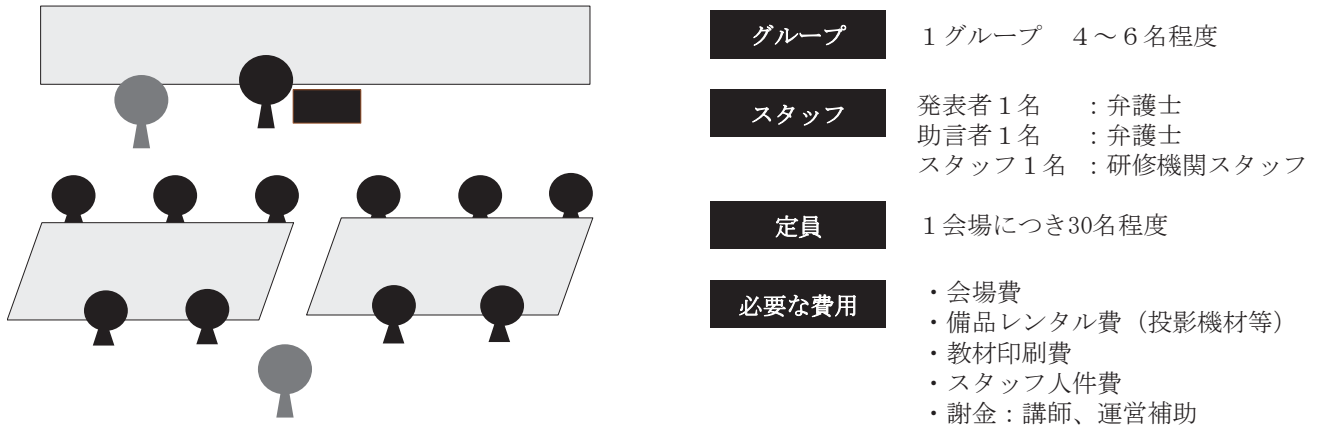
事例検討による研修のスタイルは、一定の法的な知識がある者に対する教育の手法として、法科大学院や司法研修所においても重視されており、弁護士にとってもなじみのある方法である。委員会においても、児童相談所に配置される弁護士は、前述のとおり職場で唯一の法律の専門家として、場合により、子どもの最善の利益の確保という法が実現すべき価値を踏まえ、他の職員や関係者と見解が異なる場面であっても、児童相談所の対応の適法性や妥当性について、法律の専門家として自らの意見をしっかりと述べることで求められるところであり、事例に対する支援のあり方の討議を通じてこうした役割を改めて認識する場として、演習による事例検討は重要である、また、事例検討により討議することを通じて、全国の弁護士の支援の標準化につながる役割や、経験や地域の異なる弁護士の間における交流の場やネットワークを作る機会となることも期待されると指摘があった。

教材となるケースは、自分自身が判断に迷った事例について他者の助言を求めたいとの回答が複数あったことを踏まえ、一案として受講者から募集する形とし、講師役はケースを提供した弁護士自身が担うことが適当と考えられる。また、参加者は事前にケースを読み、対応方針を考えておくものとし、必要に応じて前述した基本的な知識の自習を推奨する。

演習の運営に当たっては、純粋な事務局とは別に、経験の豊富な弁護士や児童相談所の現役職員・元職員など、研修の進行を支援する立場の者がいることが望ましいとの回答を複数のヒアリング対象者から得た。このため、少なくとも1名の助言者（法的な立場から参加する弁護士をスーパーバイズできる知識や技術、経験等を持った者）を置くことが望ましい。また、複数のヒアリング対象者から事例検討をグループ討議にて進めることを想定し、少人数のグループを編成することが望ましいとの回答を得た。あらゆる参加者が等しく発言できるように1グループは4名から6名編成とし、地域間交流を望む回答者がいたこと、経験年数の近い参加者を同グループにまとめることが効果的であるとの回答があったこと、委員会の場でも常勤弁護士と非常勤弁護士等は立場が異なると指摘があったことを踏まえ、配席の際は地域や経験差や勤務形態（常勤、非常勤等）を考慮することが必要と考えられる。

運営のイメージは図表17のとおりである。

図表 17 演習（事例検討）の実施イメージ



4.1.3 実施上の制約条件・留意点

研修の開催に当たり、参加しやすい時期や参加可能な日数など、制約条件をヒアリングにて尋ねた。それによると、研修の日数については時間的制約の厳しさを挙げるヒアリング回答者が複数おり、長くても1泊2日程度という回答が複数あった。ただし、常勤弁護士のグループヒアリングにおいては、義務として指示されれば日数の制約はないという回答を得た。

委員会においては、現在、週末を中心に弁護士会による自主的な勉強会や学会などが開催されていることも踏まえ、これらに参加できるよう、金曜日に研修を開催するなど、既存の学習機会と連携を図ることも考えられるとの指摘がなされた。

開催時期については、複数のヒアリング対象者が、弁護士が配置されて間もない3月末～4月末頃もしくは、裁判所の休廷期間である夏季が候補に挙げられた。ただし、8月下旬は日本弁護士連合会も宿泊を伴う集合研修を実施しており、時期が重複すると参加者が分散するとの懸念を示す回答者がいた。委員会においては、児童相談所に配置されて一通りの業務を経験し、研修による体系的な理解の必要性が高まる5月初旬や、裁判所休廷期間で宿泊を伴う研修を実施しやすい8月が候補として考えられるとの指摘があった。

なお、研修の実施に当たっては、委員会において、研修日程に一時保護所等の現地視察を組み込むことを想定し、国内各地で巡回開催することが一案として挙げられた。巡回開催の場合は会場の確保や視察候補地との調整が必要になるため、地域の弁護士会や児童相談所との十分な連携が求められる。また、多くの弁護士が出席しやすく、業務に資する内容とするため、研修対象となる弁護士が参加する可能性のある関連行事とも調整や連携等が必要となる。こうした観点から、内

容面・運営面ともに、一定数の弁護士がその企画段階から参画するなどして、弁護士や弁護士会と連携することが望ましい。

実施が望まれる座学・演習の内容、実施上の留意点に関するヒアリング内容を整理したのが図表 18 である。

図表 18 実施が望まれる座学・演習の内容、研修実施上の留意点に関するヒアリング内容抜粋

		座学について	演習について	日数等の希望、制約
弁護士	岩佐嘉彦 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉に関する法律は数が多すぎて範囲の絞り込みが難しく、時間的制約からも、特に非常勤や契約弁護士にとって通常業務を休んで受ける動機付けが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 研修は効果が測定できるものにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 夏と年度末～年度当初は閑散期 夏は日本弁護士連合会子どもの権利委員会でも合宿をしている
	久保健二 弁護士 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 座学は一方的な情報提供になりがちであり、必要性は薄い 	<ul style="list-style-type: none"> 意見や経験を共有できるケース検討をすべき ケースの内容については判断に迷った事例や判断した後も心に引っかかりの残る事例がよい 経験年数の長い弁護士が司会進行役をし、チューターとして児童相談所職員・OB が加わると職員の視点を学べる 	<ul style="list-style-type: none"> 可能なら日帰り、長くて1泊2日程度 やるなら4月がいいのではないか
	浜田真樹 弁護士 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 受動的な学習の場であれば、弁護士は自力で勉強可能 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット主体である事例の検証型ワークショップ 異なる地域の弁護士が同じグループになると考えの違いが出てよい 	<ul style="list-style-type: none"> 2泊3日は厳しい、1泊2日が限界 大阪弁護士会では夏に泊まりがけ合宿をしている
	藤田香織 弁護士 (非常勤)	/	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイ型研修を行う場合、あらかじめ必要な知識は身につけておくことが必要 	/
	水内基成 弁護士 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 法令や通知についてエッセンスを学ぶ機会があるといい 	<ul style="list-style-type: none"> 実例を基にした分析・報告を行う経験交流を希望する 	<ul style="list-style-type: none"> 2泊以上の日程の研修は参加が難しい 3月末～大型連休前か8月が時間の都合をつけやすい

	グループ ヒアリング (常勤等)	<ul style="list-style-type: none"> 座学で強制的に時間を確保し、送致書・申立書の書き方、証拠の出し方、記録のとり方、保護者への対応を学びたい 	<ul style="list-style-type: none"> 判断に迷った事例や、「子どもの最善の利益」に沿った支援内容か他者の意見を聞きたい事例などの実例を持ち寄って検討をする経験交流がしたい 	<ul style="list-style-type: none"> 義務だと決められて、あらかじめ指定されれば何日でも行く、いつでも良い
児童相談所	鈴木浩之 課長 (神奈川県 中央児童相談所)		<ul style="list-style-type: none"> 1グループ5～6人で実際の実例(判断に悩むもの、福祉の全体感が必要なもの)を用いて議論する形式とし、弁護士と現役児童相談所職員が進行補助に当たることが理想的 	
	田代健一 所長 (新潟県中央福祉相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所業務全般の概要や社会的養護で暮らしている子どもの状況、そこから自立した後の暮らしぶりや支援に関する講義 		
	藤林武史 所長 (福岡市子ども総合相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果など最新の情報の更新が必要 	<ul style="list-style-type: none"> (医師向け研修は)医師同士で横のつながりができるのがいい 	<ul style="list-style-type: none"> 1泊2日が上限
研修機関	川松亮部長 増沢高部長 (子どもの虹情報研修センター)	<ul style="list-style-type: none"> 業務上関連のある異職種の専門家の講義が有用ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 職場で相談相手や参考例を得るのが困難なため、同職種の参加者による事例検討が有用ではないか 	
有識者	安部計彦 教授 (西南学院大学)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の概論や基本的な法律、申立ての仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ケースは参加者から募集し、事務局が選定 1グループ4～5名編成で行い、進行補助役として児童相談所職員・OBが入ると児童相談所実務と理論展開(法律構成)を結びつけて考えやすい 	

<p>久保樹里 講師 (大阪歯科 大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の理念、児童相談所の相談内容と業務の流れ、児童福祉に関する法制度、児童虐待について、子どもや家族の理解など基礎知識の習得 現場の実情の理解 実際に弁護士の関わった事例紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第 28 条に基づく申立てなどの様々な事例の申立書作成におけるポイントの習得が有用 アクティブラーニングの考え方を取り入れ、事例を用いてグループで話し合い、対応を協議することで、知識と技術が身につくのではないか 	
<p>橋本和明 教授 (花園大 学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事実の収集から申立書の作成の方法 面接技法（司法面接・臨床面接・調査面接）の理解 子どもの発達に関する講義 		

4.2 効果検証

ヒアリングでは、研修が実務に資するものであるべきだと述べる回答者が複数おり、効果検証ができる仕組みの導入を求める声があった。これに関して、児童相談所職員や市町村担当者向けの研修を実施している子どもの虹情報研修センターでは、研修実施当日に当日の内容を振り返り、受講者が学んだことをその場で確かめる機会を提供している。また、1年間に2回の集合研修を開催するカリキュラムにおいては、同じアンケートを2回実施し、初回と2回目の研修による受講者の変化・成長を確認している。

このようなヒアリング内容と先行事例を踏まえ、弁護士向けの研修においては2段階での効果検証の仕組みを取り入れることが妥当と考えられる。まずは研修当日に「振り返りシート」を配布し、研修で得た学びや気づき、実務への活用について本人の意識を尋ねる。また、振り返りシートは研修の運営改善の情報獲得手段としても活用し、今後期待する研修や運営面での改善点等を尋ねるものとする。また、複数回研修に参加する人を対象として、2回目以降の研修参加時にアンケートを実施する。アンケートでは研修実施前後での弁護士自身の行動、他の職員の行動、「子どもの最善の利益」への影響について、どのような変化があったかを尋ねる。これにより、研修によって期待される効果（到達目標）が実現できたかを検証する。

また、研修を重ねていく中で、児童相談所に関わる弁護士のうち、どの程度の範囲にどのような形で研修の効果が浸透しているのかという側面からの検討も必要である。すなわち、研修効果が浸透したとみなせる弁護士の人数や、当該弁護士の所属児童相談所における執務の仕方の変化など、継続的に量的・質的な評価をすることが重要である。

振り返りシートとアンケートの概要をまとめたのが図表 19、20 である。

図表 19 振り返りシート質問案

振り返りシート
1. 新たに得た知識や技術、考え方
2. 実務にどう活用するか
3. より深く学びたい、継続的に学びたいことは何か
4. 研修運営改善のためのアンケート
①研修科目がどの程度役に立つと感じたか
②今後の研修科目として希望するもの
③その他全体を通しての意見・感想

図表 20 アンケート質問案

アンケート
1. 実務において自分自身の考え方や言動はどのように変わったか
2. 児童相談所の他の職員が法的な視点も踏まえ、考え・行動できるようにどのような働きかけを行ったか。また、他の職員の考え方や行動は、働きかけを受けて変わったと思うか。具体的にどのような変化が起きたか
3. 自分や他の職員の考え方や行動が変わることで、「子どもの最善の利益」に一層資することができたと感じることはあったか。具体的にどのような場面で、どのような出来事があったか

5 まとめ

5.1 到達目標とカリキュラム

「3 ヒアリング結果を踏まえた研修カリキュラムの全体像」及び「4 研修の実施方法」を踏まえ、研修における到達目標とカリキュラムの内容をまとめると図表 21、22 の通りとなる。

なお、カリキュラム案における日程と内容については一例であり、具体的なコマ数や開会・終了時刻等は実際の運営において柔軟に設定することが適当である。

図表 21 到達目標

<p>【一般到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none">• 豊かな法的知識と技術を持ち、児童相談所の業務に対する法的支援を適切に実施する• 法的支援の実施に当たっては、法的妥当性だけでなく、子どもの最善の利益を踏まえて判断する• 児童相談所の他の職員に対して、法的視点に基づき支援を行う考え方を広める <p>【個別到達目標】</p> <p>知識・技術</p> <ul style="list-style-type: none">• 児童相談所の業務に対して法的支援を行うに当たり必要となる基本的な知識・技術を理解する• 児童福祉関連分野の法的知識と技術を活用し、子どもの最善の利益を踏まえ、児童相談所の業務において、適切に法的支援を行うことができる <p>態度</p> <ul style="list-style-type: none">• 児童相談所のソーシャルワークにおける法的支援の役割を理解し、子どもや子どもの関係者の置かれている実情を多面的に把握し、子どもの最善の利益の確保を常に考えて支援を行う• 他の職員との連携や円滑なコミュニケーションを図る• 子どもの最善の利益の確保という法が実現すべき価値を踏まえ、他の職員や関係者と見解が異なる場面であっても、児童相談所の対応の適法性や妥当性について、法律の専門家として自らの意見をしっかりと述べる
--

図表 22 カリキュラム (案)

<p>1. 目的 児童相談所に配置された弁護士が自らの担うべき役割を理解するとともに、実務において求められる知識や技術を適切に発揮できるよう資質の向上を図る。</p>
<p>2. 対象 児童相談所に配置される弁護士</p>
<p>3. 日数 2日間（宿泊研修）</p>

4. 内容

	時間	科目	講師	備考
1 日 目	13:20	開会		
	13:20	集合 オリエンテーション		・ 2日目の演習で検討するケースについては事前に参加者へ通知
	13:30			
	13:30	【座学（現地視察）】 ＜テーマ例＞ ・ 児童相談所での支援ノウハウ ・ 最近の法改正について	弁護士 児童相談所職員 医師 臨床心理士 教師等異業種の 専門家	・ 座学の場合は60～120分の講義として2、3科目の実施を想定 ・ 児童福祉概論など入門的な内容については「補完的な研修」の科目とすることを検討
	15:00	・ 児童福祉に関する最新のトピックス（里親等委託の推進、特別養子縁組制度等）		
	15:15	・ 異業種の専門家による講義（医師、臨床心理士等）		
	16:45	・ 関係機関等の現地視察（児童養護施設、一時保護所等）		
16:45 17:00	まとめ		・ 演習で検討するケースを改めて配布、事前検討を促す	
2 日 目	9:30	【演習（ケース検討①）】 ＜テーマ例＞ ・ 一時保護をめぐる法的問題 ・ 児童福祉法第28条に基づく申立てをするか否かの判断が困難な事例	報告：参加者 助言：弁護士等	・ 参加者から事前に募ったケースについて、ケース提供者本人がプレゼンテーション ・ グループ討議をしながら、適宜助言役の弁護士等が解説・アドバイスをする
	11:30			
	11:30 12:30	【意見交換会】		・ 昼食を取りながら意見交換
	12:30	【演習（ケース検討②）】 ＜テーマ例＞ ・ 家裁への真犯送致をめぐる法的問題、証拠資料の作成について	報告：参加者 助言：弁護士等	
	14:30			
	14:30	まとめ 振り返り、アンケート		・ 2日間の研修での気づき・学びを自己評価 ・ 複数回参加者については、前回研修時からの自分自身や職場の変化についても記録し、研修成果を測定
	14:50 14:50	終了		

5. 備考

① 補完的な研修について

児童相談所に配置されたばかりの弁護士や、業務経験はあるが改めて基礎を学びたい弁護士向けに、基礎的な講義を実施する。

- ・開講日：2日間の研修の1日目午前
- ・内容

	時間	科目	講師	備考
1 日 目	10:10	【座学】<テーマ例> ・児童虐待事例での調査の基本 ・児童相談所の行政処分とその手続	弁護士 児童相談所職員	・講師にテーマに沿った基礎的なテキストを作成いただき、例年その成果を加工し、一覧表として積み上げていくことを想定
	11:10	・児童福祉法第28条に基づく申立て等の家庭裁判所に対する申立書の書き方等		
	11:20	・児童虐待事例に関する児童や保護者への支援のあり方について		
	12:20			
	12:20	終了		

② 基礎知識の一覧表

研修で実施した講義内容を基に、児童相談所において法的支援を行うに当たり参考となる情報を一覧にまとめる。

5.2 研修の本格実施に向けて（今後の検討課題等）

本事業においては、研修カリキュラムの策定と実施方法に関する検討の2項目を調査研究の対象とした。

今後、試験的に研修を実施し、参加希望者の規模を把握するとともに、効果的な研修の内容、実施時期、実施主体、実施形態等について、研修参加者の意見も踏まえ、更なる検討・改善を行っていくことが期待される。

付録 ヒアリング録（敬称略）

No.	1	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	岩佐 嘉彦		
所属	いぶき法律事務所		
就任形態	契約	勤務日	不定期、随時
ヒアリング日時	2018年1月19日（金）		
プロフィール			
専門分野	こどもの権利、児童福祉、民事、家事、刑事全般		
児童福祉関連業務の従事年数	約 25 年		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

1989年に弁護士登録。学生時代から児童福祉分野に関心を持ち、教員や国家公務員など「子ども」「福祉」に関する進路で悩んだ末、弁護士として当分野に関わることにした。

弁護士になって数年が経った頃、大阪で虐待問題への関係機関の連携が進み始め、児童相談所の職員が、深刻な事例に対し、裁判所への申立てが可能なのか、どのように申立てするのか、など慣れない法的対応に苦慮していることを知った。そこで、先輩弁護士の勧めもあり、岩佐弁護士を含む数名の弁護士が事務局をつとめ、児童相談所の職員や医師、学識経験者等と児童虐待に関する研究会を設置した。ここで児童相談所職員の悩みを聞き、試験的な意味も含めて家庭裁判所への申立てを行い、対応したところ、子どもの保護や支援がスムーズに運んだという。以降、数名の弁護士で大阪市や大阪府のケースの依頼を受けて、児童福祉法第28条に基づく申立てをするなど児童相談所への法的アドバイスを行うようになった。大阪では、とりわけ初期の頃は、弁護士は刑務所での保護者面談の同行や、激しく抗議する保護者への説明役も担うなど、裁判所への申立てだけではない対応にも関わった。就任当初は無報酬で対応していたが、ほかの自治体が大阪を参考に弁護士との連携にかかる予算を計上するようになったため、大阪でも報酬を得ての支援に切り替わり、児童相談所への弁護士配置の原型が出来上がった。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

弁護士と児童相談所との連携の先駆けであった大阪府、大阪市、堺市の児童相談所において、嘱託契約に近い形で業務を支援していた。堺市は、政令指定市となって新たに児童相談所が設置されたことから、数名の弁護士で2か月に3回程度児童相談所に行き、各種の相談にのったり、受理会議に出席してアドバイスをしたりしていた。現在は定期的な出勤を伴う担当児童相談所はなく、質問に随時答える形で対応している。兵庫県の児童相談所からも相談を受けており、三重県志摩市の子ども家庭支援ネットワークの委員も務めている。たまに、まったく面識のない児童相談所から、電話やメールで相談があることもある。

現在はケース対応よりも、国や自治体の審議会への出席や、研修会・勉強会への参加など子どもの権利擁護に関する制度自体に関与する時間の方が長く、そうした政策形成関連の業務も含めると、業務時間の2割弱を子どもの権利に関する仕事に割いている。

2. 任用時に自分自身が児童相談所等から受けた教育・訓練内容

前述の通り、岩佐弁護士自身が弁護士と児童相談所の連携モデルの先駆者であったため、体系的に学ぶ機会はなく、難しい事例に直面し、未経験の手続きを試行錯誤して進めながら、基礎と応用の知識・技術を同時に蓄積していった。児童福祉法は行政法、民事法、家事事件手続法の3領域にまたがる法律であるが、研究者は他の研究者への配慮からか分野横断的に探究する文化がなく、また判例も少ないため、法的に詰めた議論は、文献等を参考にしつつも自分で考えるしかないという面があった。このため、分からないことは各分野の専門家に聞きながら、自分で総合的な結論を出し、児童相談所へ助言していた。

岩佐弁護士が所属する大阪弁護士会では、神奈川県弁護士会と合同で、毎年30～40人の参加者を募って子どもの権利擁護に関する勉強会を開催している。取り上げる題材は、複数分野にまたがり、かつ深い知識を要するものであるため、議論の内容を全て理解することは困難である可能性もあるが、勉強ができ、また交流ができる場として、毎年多くの弁護士が自費で集まっている。最近では、大阪や神奈川以外の弁護士会に所属する弁護士も参加している。

3. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

児童相談所の業務特性を理解した上で、申立書の作成や、一時保護の是非の判断など、法的対応を支援することが弁護士の果たすべき役割だと考えている。法律全般の知識を用いながら、司法の手続きなども含め多面的な助言をすることが現場で期待されている。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

大きく三点挙げている。一つ目は子どもの立場に立ち、子どもが何に困っており、何をしたいのかを理解しようとする姿勢を示すことである。二つ目は組織で働くに当たり、ソーシャルワークや子どもの発達といった、児童相談所の仕事に関する全体像を得ることで、的確なアドバイスに欠かせないとしている。三つ目が児童福祉に関わる法律を理解することだが、特定分野の専門家に聞けばわかるものと考えており、優先度からすれば、逆説的な言い方ではあるが先に挙げた二点がより重要だとしている。

③ 自分自身が受けた研修

ケース検討が望ましいと考えている。座学については、児童福祉に関する法律は数が多いので範囲の絞り込みが難しい上、時間的制約の面から見ても、特に非常勤や契約弁護士にとって、通常業務を休んで受ける動機付けが難しいとしている。

また、研修の方法や場所、実施時期を総合的に考慮する必要があると指摘する。例えば事例を豊富に持つ大阪は契約型で児童相談所に配置される弁護士が多いため、交通費が自己負担になる。こうした状況で子どもの虹情報研修センター（横浜市）を研修会場とすると、参加を見送る人が出てくる懸念があるという。さらに日本弁護士連合会子どもの権利委員会では、毎年8月下旬に泊まりがけの合宿を実施しており、タイミングによっては参加者が分散する。なお、弁護士は、年度末から年度当初がもう一つの閑散期である。

また、研修は効果が測定できるものにすべきだと強調する。研修の究極的な効果は子どもの最善の利益が図られることで、それを最も遠いゴールに据えたうえで、職員が法的な視点で行動するようになる、弁護士自らが職員に働きかけられるようになる、弁護士同士で知識を共有しあうようになる、と少しずつ弁護士本人に近づけて「研修前後での変化」

として期待されるものを設定し、達成状況を確認するようにする。自己申告や振り返りシートでの記入だけでは不十分であり、弁護士や職員が異動・交代するたび児童相談所の援助体制のレベルが落ちるのでは研修としては意味がないと考えている。

No.	2	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	久保 健二		
所属	福岡市こども総合相談センター		
就任形態	常勤	勤務日	毎日
ヒアリング日時	2018年1月11日（木）		
プロフィール			
専門分野	児童福祉、一般民事、刑事		
児童福祉関連業務の従事年数	約15年		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

高等・地方・家庭裁判所において事務官と書記官を計18年務め、在職中に司法試験を受験し、2009年弁護士登録。福岡県弁護士会子どもの権利委員会の活動を通じて子どもの権利擁護への関心を強め、福岡市こども総合相談センターから常勤弁護士の採用について県弁護士会に依頼があった際手を挙げた。2011年に任期付職員となり、全国初の児童相談所常勤弁護士となった。2016年に一般職員として採用され継続雇用中。制度上は異動の対象となり、俸給も一般職員の俸給表に基づいて支給される。課長級職員であるため、決裁業務なども行っている。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

判定会議、援助方針会議への出席に限らず、職員からの相談に随時対応している。助言する相談事例は虐待に関わるものが約9割、非行その他が約1割。打ち合わせテーブルで15分、30分と簡単な協議をすることはほぼ毎日あり、初期調査時点での相談など、相談対応業務の序盤から関わることも多い。

相談対応フローのごく初期から助言をすることが有用であり、むしろ行政権限を適切に行使し、子どもの最善の利益に資するためには、まず事実確認を丁寧にするべきという考えを持ち、就任当初から職員には客観的事実確認の重要性を訴えている。例えば28条申立が家庭裁判所で受理されるか否かの見通しを尋ねられたときは、まず職員に対し、状況や経過に関する抽象的な内容については具体的な事実を聴取し、これまで試みた支援策や、家族の自主的な取り組み状況などを確認している。考え得る支援が尽くされていない場合は直ちに申立てに移らず、まず支援をするよう指摘することもある。

2. 任用時に自分自身が児童相談所等から受けた教育・訓練内容

定まった研修という形では特段なく、OJTで経験を積みながら、日本弁護士連合会の「子ども虐待防止・法的実務対応マニュアル」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編、明石書店）や厚生労働省の「児童相談所運営指針」などを確認して自ら学んでいった。なお、日本弁護士連合会がオンラインで研修コンテンツを提供していることは知っており、弁護士になったばかりのころは視聴したことがあるが、その内容は児童福祉ではない分野のものであった。

任用当時を振り返ると、採用されたばかりの数カ月が精神的にもつらく、職員との心理的な距離があり、「弁護士」という肩書もあって職員が気軽に相談する流れもなかったという。そうした観点から、研修を実施するのであれば、まだ仕事も比較的忙しくないと思われ、業務のイロハも分からない4月の早い時点にやるのが効果的ではないかと指摘している。

なお、常勤弁護士の配置を控えた兵庫県明石市の職員を一時期受け入れ、執務机の横に机を置いて OJT で業務を教えた。

3. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

法律専門職として法的な判断ができることは当然であるが、ケースワークに沿って適切に判断することが児童相談所における弁護士の役割だと考えている。同じ主訴でも家族構成や経過、社会資源が異なれば判断は変わりうるものと理解して業務にあたることが求められている。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

前述の通り、ケースワークに則った法的判断が基本的な役目であるとしているため、大局的にとらえる視点と、福祉の発想を持つことは前提だと考えている。また、地域の支援サービスを使えるか否かで援助方針が変わることもあるため、国や自治体の福祉施策に対する教養があることが望ましい。また、個別案件においては県弁護士会の子どもの権利委員会との連絡・調整役となることがある。

③ 自分自身が受けた研修

長い日程で参加するのは業務との兼ね合いから厳しく、可能なら日帰り、長くて1泊2日の参加なら可能としている。また、日程調整上、東京と大阪の2会場での開催と、交通利便性の高い場所での開催を強く希望している。

研修の対象について、常勤は必須参加・非常勤は任意参加としなければ、非常勤は参加が難しくなるうえ、非常勤になることを控えてしまうことが考えられる。また、集合研修に交流の場としての価値を見出しているため、意見や経験を共有できるケース検討を希望し、座学は一方的な情報提供になりがちとして集合研修において行う必要性は低いと考えている。なお、Eラーニングについては、日本弁護士連合会が作成しているものを活用し、基本的な知識についてはこれを集合研修の前に受講することで足りると考える。また、これを任意受講としたとしても、これを受講しなければ集合研修で苦勞することになるため、ほとんどの者が受講すると思われる。

児童相談所での事例についてのケース検討であるため、経験年数の長い弁護士に司会進行役を期待している。また、チューターとして、児童相談所現役職員や OB が加わると、受講生が児童相談所職員の視点を学べ、運営も楽になり有益だと提案している。

ケースの内容については、常勤弁護士として、判断に迷った事例や、判断した後も心に引っ掛かりの残る事例を希望している。例えば一時保護した子どもを帰宅させるなど、自分の判断についてほかの人の考えや意見を参考にしたいと、常勤弁護士等が参加して行っている「児童相談所常勤弁護士等研究会」でも、各自が悩んだ事例等を持ち寄って検討している。

No.	3	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	浜田 真樹		
所属	浜田・木村法律事務所、大阪府中央子ども家庭センター（平成 29 年 8 月まで）、大阪市こども相談センター		
就任形態	嘱託	勤務日	大阪府：輪番で月 1 回 大阪市：訪問日を定めず随時相談対応
ヒアリング日時	2017 年 12 月 25 日（月）		
プロフィール			
専門分野	一般民事事件、家事事件、債務整理、企業法務、労働問題、刑事事件、子どもの権利擁護 ※日本弁護士連合会子どもの権利委員会事務局次長、大阪弁護士会子どもの権利委員会委員		
児童福祉関連業務の従事年数	約 15 年		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

2002 年弁護士登録。少年事件を担当していた際に先輩弁護士の紹介で子どもの権利擁護に関する業務に携わるようになった。2003 年大阪市こども相談センターの契約弁護士となる。大阪府子ども家庭センターの事件についても年に数件程度法的申立てに関与し、2009 年より大阪府中央子ども家庭センターの「主担当弁護士」となる。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

児童福祉法第 28 条に基づく申立など法的手続の支援のほか、児童相談所の対応に関して法的助言をしている。例えば社会的養護が長期にわたり子どもの年齢が上がってきたケースについて、親子関係の再構築は困難であるとして自立支援への切り替えを提案するなど、子どもの最善の利益を確保するという観点から時宜に応じた助言をしている。必要に応じて保護者面談に同席したり、子どもへの説明役を引き受けたりすることもあるが、特に子供に対しては、本人の意思決定に影響を与え過ぎないように、直接説明する機会を絞っている。

2. 任用時に自分自身が児童相談所等から受けた教育・訓練内容

児童福祉や児童虐待に関する知識と経験は、実務と弁護士ネットワークの二つを通じて会得した。大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士などで作る任意団体「児童相談所担当弁護士会議」では、2 か月に 1 回の定例会で、法改正の状況や判断に悩んだ事例の共有などで交流しており、メーリングリストを作って随時相互協力している。

他方、講師として児童相談所職員や要保護児童対策地域協議会の構成員向けの講習に出ることはあるが、弁護士を対象として児童福祉や児童虐待に関する講座を持ったことはない。教育コンテンツの提供者としては、「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第 6 版】」（明石書店）の編集委員長を務め、自習者の参考用に申立の様式集を巻末につけた。

3. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

法律の知識については一通り知っており、知らない法律があっても自力で学べば理解できるのが弁護士である。法律に関連する問いについて調べるのも弁護士の役割である。

また、地方の児童相談所は少ない体制で業務に当たっているため、そこに配置された弁護士は今まで経験したことのない問いをぶつけられることも多い。例えば児童福祉法第 28 条に基づく申立てをする際に、対象が外国籍の子どもだった場合、日本人の子どもと全く同じ扱いで良いかなど。こうした局面を自力で乗り切り、専門家として適切な助言をすることも児童相談所に配置された弁護士の役割である。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

法律の知識があること、知らなければ調べられることが前提だが、それを児童相談所の現場で使いこなすための機転や態度も重要だと考えている。保護者と児童相談所が対立する際、刑事事件になぞらえて相手を打ち負かそうとしてしまう弁護士もいるが、児相での業務においては不適切であり、児童福祉法を理解したうえで話し合いの姿勢を見せるほうが、早く解決できることもある。また、例えば刑事事件に結び付きやすい性的虐待への対応も、法的に正しい行動と、子どもの最善の利益を考えた行動との間にはへだたりがあるため、法律を理解したうえでの慎重な対応が求められる。

このほか、ふだん一人職場で働く弁護士にとっては、児童相談所内のほかの職員と円滑にコミュニケーションをとれることも大事である。弁護士や医者は「先生」と呼ばれ、一般職員と心理的な距離が生まれやすいが、職場の懇親会に参加するなど普段から交流している。

③ 自分自身が受けた研修

座学よりも、アウトプット主体である事例の検証型ワークショップを希望する。グループで実施する場合は異なる地域の弁護士が一つのテーブルに着けると、一時保護や児童福祉法第 28 条に基づく申立てに対する考えの違いが出て、答えが一通りとは限らない法的実務においては参考になる。また、外部で研修講師を務めた経験を振り返ると、座学の研修では必ず寝る人が出てしまう。受動的な学習の場であれば、前述のように弁護士は本で学んだりほかの弁護士に聞いたりして、自力で解決できる。

研修期間については、通常業務のほかに児童福祉に関する様々な活動を掛け持っているため、1泊2日の日程でもかなり厳しく、2泊3日以上であれば非常勤弁護士の辞退も視野に入れるほど仕事に支障が出る。児童福祉分野はそれ自体では収益に結び付きにくく、大きな事務所に所属する若手弁護士であればなおさら時間の捻出に対して職場からのプレッシャーは厳しいものと考えている。なお、法律に基づいて児童相談所と雇用契約を結んでいる以上、参加費用は弁護士個人の負担がないようにするべきで、雇用している自治体が負担するのが自然である。

No.	4	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	藤田 香織		
所属	藤田・戸田法律事務所、神奈川県中央児童相談所		
就任形態	非常勤	勤務日	週1回、火曜日
ヒアリング日時	2017年12月29日（金）		
プロフィール			
専門分野	一般民事事件、家事事件、刑事事件、子どもの権利擁護		
児童福祉関連業務の従事年数	8年		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

2008年弁護士登録。翌年以降、横浜市南部児童相談所、横浜中央児童相談所の嘱託弁護士を歴任した。横浜市では、事例の法的対応について弁護士に相談するスキームが確立されており、緊急時には電話で随時相談が来るほか、児童福祉法28条に基づく申立ても年4、5件のペースで実施していた。2015年神奈川県中央児童相談所の嘱託弁護士に就任し、児童福祉法改正に伴い2017年4月から同児童相談所の非常勤弁護士となった。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

藤田弁護士は週1回、神奈川県中央児童相談所に通勤して執務している。虐待事例ではケース会議の出席と法的助言のほか、児童福祉法第28条に基づく申立て等各種申立の支援・代理実施、その他事例の対応について職員からの相談に随時回答する。児童相談所内では職員向けのデータベースにアクセスできるため、ケース会議に出てくる事例については概略を一通り把握している。ケースワークの進め方など一般的な相談に乗ることもあり、場合によっては子どもからの聞き取りも自ら行う。また、勤務日以外でも電話で随時問い合わせには対応し、児童福祉法第28条に基づく申立てについては緊急性を伴うものもあるため、職員が藤田弁護士の事務所を訪ねることもある。なお、非行問題の相談に対する法的助言など、虐待以外の主訴についても職員からの相談に対応している。

2. 任用時に自分自身が児童相談所等から受けた教育・訓練内容

児童相談所から受けた研修は特段なく、また児童福祉に関する系統だった本もないため、業務を遂行する上での法律面の知識やケースワーク技術は、人脈と経験により培った。神奈川県弁護士会子どもの権利委員会の定例会で、自ら企画して子どもの権利擁護に関する勉強会を開催したり、児童虐待防止学会の構成員である学識者から、児相の現場の意見を請われたことを、契機に関連条文の解釈方法や限界を学んだりした。このほか参考にしたのは日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」（明石書店）と厚生労働省ホームページの「児童相談所運営指針」、学識経験者の論文など。

藤田弁護士はどちらかというと研修の講師や手引書の編集委員などを引き受けることが多く、後述する日本弁護士連合会の児童福祉に関するEラーニングコンテンツを2種類作成した。

3. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

児童相談所に配置された弁護士は、法的知識を中心として、子どもの権利擁護に関する知識や技術を幅広く身につけ、ケースワークの場で適切に活用できる必要がある。自分自身が支援する対象が「子ども」であるということを認識し、子どもが置かれている立場や力関係といった周辺情報を踏まえたうえで判断し助言をすることが求められている。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

法律面では、民法、児童虐待防止法、児童福祉法など児童福祉に関する法律の知識と位置づけ、権限の強さについて理解する必要がある。

法律以外では、行政処分や社会的資源、社会保障制度など、行政機関としての児相に関連する知識も重要である。さらに、被虐待児は知的発達が実年齢より遅れた水準にとどまっていたり、精神疾患や発達障害があったりする児童も多いため、精神疾患や発達障害に関する教養があることが望ましい。

このほか、技術面では、相手が子どもであることを踏まえ、質問の仕方に影響されないように面接手法を身につけることも重要である。

③ 自分自身が受けた研修

藤田弁護士に限らず、弁護士は通常業務で昼間忙しいため、業務が終わった深夜に勉強できる E-ラーニングを活用することが効率的に自習できると考えている。自身が日本弁護士連合会のオンライン研修コンテンツを作成した際は、児童福祉と児童相談所に関する概説と、児童相談所における業務に必要な法的知識について、60 分のビデオを作成した。ロールプレイ型研修をやる場合、受講者が予備知識なしに始めると問題点が意識できない恐れがあるので、あらかじめ必要な知識は身につけておくべきだと考える。

具体的な教育内容について、やるべきだと考えるのは下記の通り。

【必須】

- ・児童相談所で行う各種処分
- ・親権とその制限
- ・子どもからの聞き取り方法
- ・ケースワークの動かし方

【任意】

- ・こどもの精神疾患と病気
- ・社会的養護と自立に関連する各種社会資源
- ・生活保護
- ・精神福祉法：療育手帳の交付に関連する知識
- ・医療観察法：入院か一時保護かの判断技術
- ・個人情報の開示について：裁判所、警察からの質問対応

No.	5	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	水内 基成		
所属	水内基成法律事務所、新潟県中央福祉相談センター		
就任形態	非常勤	勤務日	週1回、原則火曜
ヒアリング日時	2017年12月20日(水)		
プロフィール			
専門分野	一般民事事件、家事事件、債務整理、刑事事件 ※子どもの権利擁護に関する分野に関心あり。県弁護士会子どもの権利委員会所属。		
児童福祉関連業務の従事年数	11年		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

2002年弁護士登録。登録して間もないころ、非行案件の弁護を担当したことをきっかけに児童福祉分野に関心を持った。2006年に新潟県の児童虐待防止処遇検討専門会議の委員に就任し、その後新潟市の専門委員に就任して会議出席と法的側面からの助言を続けていたが、2016年の児童福祉法大幅改正に伴い、県弁護士会の推薦により2017年4月から新潟県中央児童相談所の非常勤弁護士に就任した。なお、所属は中央児童相談所であるが、県が管理する新発田、長岡、南魚沼、上越の各児童相談所の相談にも対応している。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

毎週1回、県中央児童相談所へ通勤し(勤務時間は9:10~16:00)、職員が対応している事例について法的側面から助言をしている。事実確認をしたうえで家庭裁判所や警察からの照会に対する情報開示の範囲を判断したり、児童相談所職員の対応方針に対して妥当性や過不足の有無などを助言したりする。必要に応じて家庭訪問や保護者との面談にも同席し、第三者的な観点から保護者に対して説明をするほか、県内にある他の児童相談所に出張し、案件の対応支援をすることもある。勤務時間外でもメールや電話での相談は随時受け付けており、毎日ではないが週に数件のペースで寄せられる相談に回答している。

2. 任用時に自分自身が児童相談所等から受けた教育・訓練内容

児童相談所から研修や教育訓練として受けたものは特にない。児童相談所での勤務上必要な法的知識のうち、代表的なものは児童福祉法や児童虐待防止法であり、このほか民法の中の親族法、相続法の分野も頻出するため、日本弁護士連合会の出版物や各法の条文を見て自習した。このうち、民法は通常の弁護士業務の経験で対応できた。児童福祉法や児童虐待防止法については、研究者による網羅的、教科書的な書籍が見当たらず、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」や厚生労働省「児童相談所運営指針」を活用している。児童相談所以外では県弁護士会が開催する少年事件をテーマとした勉強会での経験交流が役に立ったと考える。なお、日本弁護士連合会は児童福祉に関するオンラインの研修コンテンツを配信しているが、まだ見たことはない。2015年に新潟県内で開催した日本子ども虐待防止学会の実行委員を務めた経験が実務に生かされているなど、経験を通じて業務上の教養と技術を身につけていった。

3. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

法的業務を行うものと理解しており、法律に関する質問はなんでも受け、たとえ職員から問われてその場で答えられなくても、調べて回答するのが自分の役目だと考えている。職員の方からも、自分の業務の法的根拠に常に立ち返り、行政権限を適正に執行する意識を高めてもらふことに資する必要もある。弁護士は対人援助の専門職であり、また、非常勤職員として第三者的な立場で発言できるため、他の職員が保護者との関係上説得に苦勞する場面で、手続きやその根拠について明瞭に説明するなど、職種の特性を生かして執務することを当然のものとしてとらえている。

一方、よりソーシャルワーカーに近い仕事が出来れば良いと考えているが、時間的制約から限界を感じている。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

前述した法律面での知識は役割上必須だが、これに加え、ケースワークを行う上で、コミュニケーション方法など対人援助の基本技術も身につけておくことが重要である。

また、普段は個人事務所で執務しているため、「職員」として組織で働くことにも一定の慣れが必要であった。児童相談所の職場では中間管理職者の席に座っており、職員と休み時間に雑談をするなど、話しやすい雰囲気づくりに配慮している。

③ 自分自身が受けた研修

既に一定程度の業務経験があるため、今参加するのであれば実例を基にした分析、報告などの経験交流の場を期待する。

また、自分が児童相談所業務に関わり始めた頃を振り返ると、厚生労働省の手引きや指針、通知類についての知識がゼロだったので、これらのエッセンスをレクチャーしてもらうような研修があるとよいかもしれない。

なお、通常業務との兼ね合いから2泊以上の日程の研修は参加が難しい。実施時期は、職員の異動や弁護士の任期開始時期と重なる3月末から大型連休前か、裁判所が休廷する夏季のほうが時間の都合をつけやすい。

No.	6	カテゴリ	弁護士
ヒアリング対象者名	児童相談所の常勤弁護士、非常勤弁護士、常勤弁護士として就任予定の職員計9名（五十音順、敬称略） 一宮 里枝子（福岡児童相談所） 浦 弘 文（兵庫県明石市福祉局 子育て支援室） 木曾 久美子（広島県東部こども家庭センター） 久保 健二（福岡市こども総合相談センター） 根ヶ山 裕子（名古屋市西部児童相談所） 土 居 聡（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター） 橋本 佳子（名古屋中央児童相談所） 原 加奈絵（兵庫県明石市福祉局 子育て支援室） 山地 美智子（広島県西部こども家庭センター） ※兵庫県明石市 2019年度に児童相談所1か所開設を目指し準備中。原氏、浦氏は常勤弁護士として就任予定 ※同席者 岩佐嘉彦弁護士（いぶき法律事務所）		
所属	上欄参照		
就任形態	常勤、非常勤	勤務日	弁護士によって異なる
ヒアリング日時	2018年1月19日（金）		
プロフィール			
専門分野	弁護士によって異なるが、民事、家事、刑事各分野を幅広く経験		
児童福祉関連業務の従事年数	弁護士によって異なる		

1. 現在の業務

① 就任の経緯

ヒアリングに応じた9名の弁護士はいずれも子どもや福祉といったテーマに興味があり、複数の弁護士が関心領域と専門分野の一致を志向して現職についている。前職でも少年事件や高齢者虐待への対応、自治体の審議会委員など、子どもや福祉に関連する業務の経験を有していたが、通常業務としては民事、家事、刑事事件を幅広く取り扱っていた。各自治体の公募情報を目にして応募しており、出身地や直近の勤務地、その近隣地域で働く弁護士が複数いる一方、まったくゆかりのない土地で勤務する弁護士も同様に複数名いる。

② 児童相談所に対する法律面の支援状況

課長級職員として自治体に採用され、平日に勤務している。ケース会議への出席や児童福祉法 28 条審判の申立書の作成といった非常勤弁護士と同様の業務はすべて行っており、これに加えて、職員から、児童が施設を退所する際の児童に雇用や施設退所後の住居の契約等児童の自立に関することや、保護者の離婚や債務整理の問題等、弁護士が一般的に法律相談として受けているような相談を受けて、法的な助言をすることがある。

ケース対応で常勤弁護士の特徴として表れていたのは、通告を受けた時点など相談対応プロセスの序盤から担当職員と協働ないしサポートしている点である。例えば刑事事件に発展し父親が逮捕された場合、弁護士は通告を受理した時点の情報量でも当該父親の勾留期間の見当がつく。このため、職員がすぐ警察署を訪れ父親に面会すべきケースなのか、釈放され

てからにすべきか、その場で判断して職員に助言し、必要であれば警察署に担当職員が訪問する際に随行している。

2. 研修に対する考え方

① 弁護士に求められている役割

弁護士は対人援助の専門職であるが、児童相談所という組織においては「裏方」だと考えている。保護者との厳しいやりとりなど、精神的負荷の高い仕事に当たっている周囲の職員の苦労を理解することが前提で、そのうえで法律面から適切な助言をすることが自らの役割と認識している。後述するように、職場で唯一の法律専門職であるため自らも手探りで職務に当たっているが、子どもや家族の人生に関わり、精神的負担も大きい同僚職員から見ると、ソーシャルワークに法的裏付けをしてくれる弁護士は、技術的のみならず精神的にも心強い存在になっているという。また、弁護士事務所に勤務していた頃、自らがクライアント対応で苦慮した経験があると、同僚への配慮やより良い後方支援の仕方に役立つとしている。

② 児童相談所での業務を適切かつ円滑に行うために必要なもの

多くの弁護士が、法律事務所での数年の就業経験があることを、児童相談所に配置されるうえででの前提条件だと指摘している。終日児童相談所にいる常勤弁護士には、雑件を含めて多様な相談が寄せられるため、民事事件、家事事件、刑事事件いずれの対応ノウハウも役に立っているという。

また、新人弁護士が申立書などを作成する際、先輩や上司が過去に書いたものを参考に作成するのが一般的であるため、身近に「お手本」となる弁護士や相談相手がいる環境で一定の業務経験を積むことが、児童相談所に一人で配置されたとき、柔軟に対応できる力となる。なお、児童相談所に配置されたとき、どの弁護士も、他の職員からは「児童福祉に関する法律面の知識があり、申立書の作成も任せられる」と見なされており、このプレッシャーが就任当初の苦労の一つだったと振り返る。

裏を返せば、まったく業務経験のない若手が突然児童相談所に配置されることは、地域で活躍する弁護士が標準的に備えている知識や技術が不十分で、先輩や同僚の仕事ぶりを見ながら弁護士としてのふるまいを身につける機会もないため、弁護士・児童相談所双方にとってあまり良いことではないと考えている。このほか、業務経験が長くても、企業法務のみを専門領域とし、一般民事事件や刑事事件の経験が少ない場合は、新たな知識、技術、考え方を醸成しなければならないという意味で本人の苦労は多くなる。

③ 自分自身が受けた研修

大きく分けて、法律に関するもの、行政組織に関するものの二種類について研修を求める声が上がった。まず法律面では、法律の専門家の視点から児童福祉に関連する法律について学びたいとして、児童福祉法の逐条解説や、各種行政処分とその根拠法、児童相談所が申し立てることができる家事審判における立証の仕方についての解説を聞きたいとの要望があった。児童福祉の専門家の視点から法律の解説を聞く機会はある一方、法律の専門家の視点から児童福祉の関連法規について聞く機会がないため、弁護士を講師とした座学の機会を期待するとの意見が出た。関係法令や通知、社会保障制度なども、何があるか知らないところから探したため、体系的な学びを求めている。なお、よく参照する資料として、日本弁護士

連合会子どもの権利委員会編「児童虐待防止・法的実務対応マニュアル」（明石書店）や、厚生労働省「児童相談所運営指針」「児童虐待対応の手引き」、久保健二弁護士の著作「児童相談所における子ども虐待事案への法的対応」（日本加除出版）を挙げている。

また、現在常勤弁護士等が自主的に開催しているような経験交流も研修カリキュラムに必要だとしている。判断を迷った事例や、対応方法が本当に「子どもの最善の利益」に沿った支援内容といえるのか疑問を抱く事例など、实例を持ち寄って検討することが、一人に求められる法的知識の量と深さが多い常勤弁護士の期待するところである。

行政実務については、非行事例における家庭裁判所への送致書や、未成年後見人申立書など、行政手続きについて、手続きや各申立書の起案について改めて学びたいという要望があった。現在は自分で考えたり、業務を通じて徐々に慣れていったり、ほかの常勤弁護士や熟達した非常勤・嘱託弁護士等に尋ねたりして対応しているが、先輩から学ぶという弁護士の習慣に合わせ、「お手本」があれば学び直しもいとわないという。同様に、証拠の出し方や記録の取り方、立証の仕方、保護者への対応といった技術も、初任者の頃に座学等で体系的に学べていれば試行錯誤の労力を減らせると指摘している。このほか、法律事務所から行政組織へと職場環境が大きく変わるため、児童相談所の組織概要や、地域の関係機関の名称と関係、児童福祉の関係者が使う基本的な用語を学ぶ機会があれば良かったと指摘する声があった。

研修として学びたい内容の一部については座学での履修を希望している。代替手段としてオンラインで視聴する講座の活用があるが、学びたい内容は10分、15分に収まるものではなく、かつ業務時間中に数十分もパソコン画面を眺めることは困難であるため、集合研修で強制的に時間を確保して学ぶ方が効率的だとしている。過去にオンライン講座を受講したことがある弁護士も、業務上必須要件となっているものに限っての受講だった。

一方、研修の日数や時期などについては、こだわりや制約は少なかった。業務として出席するため平日を希望しているが、義務としてあらかじめ決められていれば参加し、遠方での開催でも良いとしている。ただし、西日本の児童相談所に勤める弁護士が多いため、大阪開催であれば嬉しいとの声もあった。

No.	7	カテゴリ	児童相談所
ヒアリング対象者名	鈴木 浩之		
所属	神奈川県中央児童相談所	役職	虐待対策支援課長
ヒアリング日時	2018年1月12日（金）		
児童相談所概要			
開設	1948年		
年間相談受付件数	5,381件	うち虐待相談	1,053件
弁護士の配置	非常勤	勤務日	週1回、原則火曜半日

1. 現在の業務

① 弁護士の採用経緯

2016年4月から神奈川県弁護士会の推薦により嘱託として勤務していた弁護士との契約形態を変更し、2017年4月に非常勤職員として採用した。それまでは3人の弁護士との輪番制で県内5つの児童相談所に対して月2回、半日の相談日を設けていたが、2017年4月以降は各児童相談所単位の配置となり、中央児童相談所においても毎週1日の勤務に切り替わり、必要に応じて職員が弁護士の法律事務所を訪問したり、電話やメールで随時問い合わせたりしている。

② 法的サポートを受けた具体例

非常勤勤務となった弁護士は、週1回の勤務日に神奈川県中央児童相談所へ来て半日、4時間執務している。毎週開催する援助方針会議に出席し、ケース担当者の報告内容に随時法的観点からの助言を得ているほか、個別相談への対応も行っている。

嘱託弁護士だったころから職員と同弁護士は面識があったが、以前はピンポイントで高度な法律判断のみ助言を仰いでいた。毎週の勤務になったことで、ケースに関する情報共有量も増え、ソーシャルワーク全体に対して法的観点からも意見・助言を得られるようになっていく。

2. 研修に対する要望

① 弁護士に求める役割

児童相談所で働く上での「優れた弁護士」の条件として三点挙げている。一つ目は法的に確かな助言をできることで、専門性を持つこと、つまり知識の豊富さと深さが問われる。二つ目は児童福祉の現場の実態を理解し、全体感を持てることである。子どもや保護者への支援は、援助方針を決定してから何年にも及ぶことがある。文脈を押さえて助言できることが重要である。三つ目は人柄で、同じ職員として働くことから、対等な立場で意見を交わしあえる付き合いやすさを備えていることである。職員個々人の持つ強みや長所に気づいて動機づけをしてくれればなお良いとしている。

② 児童相談所が法的知識・経験を必要とする業務を行うために弁護士に備えてほしいこと

子どもの最善の利益を求める上で、法的な正しさをもって職務に当たるとともに、家族や周辺の環境といった広い視野、多角的な視点を持つことが重要であると指摘する。一人一人の事情に応じて適切な法的判断・助言をするには、子どもや家族の話、職員の悩みなどを、その周辺にある相談領域も含めて聞き、将来起こりうることを予見して考えることが必要で

ある。児童福祉は支援を基本理念としており、曖昧さや結論を急がない対応が、長い目で見て子どもと家族のためになることがある。法律家として自分の意見を持ちつつ、場の状況に応じて柔軟に変更できることも重要である。

また、弁護士は社会的地位の高い職業であるが、職員としては対等であることを、本人も周りの職員も理解することが組織として重要だとしている。そのためには公務員の「作法」ともいえる職場の風土を理解し、業務外のやり取りも含めてコミュニケーションを密にし、意見を交わしやすい雰囲気を作ることが大切だと考えている。

3. 児童相談所における弁護士向けの研修・教育制度

教育訓練という形で弁護士に行った研修は特にはないが、鈴木課長個人は司法面接研修の講師をはじめとして専門職向けの研修実施経験を豊富に持つ。

例えば司法面接研修は、資格取得のために検察官が多く受講しており、講義と演習、試験を組み合わせた5日間の集中講座である。正しい面接技術がない状態から、業務で問題なく実践するレベルに到達させるため、講師に要求される技術水準は非常に高く、体力的な負担も大きいという。弁護士向けの研修はここまで長期間で特定領域に特化する必要はないとしているが、専門職向け研修であるため、後述する教材や、指導者の確保は大変ではないかと指摘する。

4. 望ましい弁護士向け研修の具体的な内容

専門職を対象にした研修であるため、集合研修であれば、実際の事例を用いて議論する形式が望ましいと考えている。数十人の参加者を想定すると、その中に経験を積んだ弁護士と、可能なら現役児童相談所職員がチューターとして進行補助に当たることが理想的である。初対面の参加者がいることも想定されるため、参加者同士が活発に意見を交わせる環境とするには、1グループの人数は5～6人が望ましい。また、弁護士の時間的制約の厳しさを鑑みると、開催会場は東京と大阪に分散する方が参加しやすくなるとしている。

実際の事例を用いる場合、参加者から事例を募集し、そのうえでできるだけ判断に悩むものや、前述したような福祉の現場の全体感をもって考えなければならないものを選定することが重要だと指摘している。例えば、子どもを家庭に帰す場合、子どもの安全を確保するために職員はどのように動くべきで、弁護士はどのような後方支援や助言をすべきかなど、状況に応じて異なる対応が考えられるものも良いとしている。なお、事例の利用に際しては、個人情報にかかる部分を改変するなど取り扱いに配慮する必要がある。

No.	8	カテゴリ	児童相談所
ヒアリング対象者名	田代 健一		
所属	新潟県中央福祉相談センター	役職	所長
ヒアリング日時	2017年12月20日(水)		
児童相談所概要			
開設	1948年(昭和23年)4月		
年間相談対応件数	1,136件	うち虐待相談	281件
弁護士の配置	非常勤	勤務日	週1回、原則火曜

1. 現在の業務

① 弁護士の採用経緯

2017年4月に新潟県弁護士会からの推薦として水内基成法律事務所の水内基成弁護士を非常勤職員として採用した。水内弁護士は2006年から新潟県が設置している児童虐待防止支援検討専門会議にて専門委員を務めており、2か月に1回の定例会に出席して法的助言を行っていたためお互いに面識があった。

② 法的サポートを受けた具体例

非常勤職員の水内弁護士は、週1回、原則として火曜日に新潟県中央児童相談所に勤務している。児童虐待に限らず、非行や障害といった幅広い主訴について法的助言を求めているほか、出勤日に緊急受理会議や援助方針会議といったケース会議を開催する場合は出席を求め、事実関係の整理や児童相談所としての対応方針について指摘や助言を得ている。

2. 研修に対する要望

① 弁護士に求める役割

児童相談所は子どもの安全安心を守るために保護者との対立や家庭裁判所などとの調整が多い職場であり、法令に基づいて職務に当たることを求められている。しかし、職員の法令に対する理解不足や判例の調査不足などによって、職員が保護者などに対して不適切な対応をしてしまう恐れがあるため、職員が自信をもって職務に当たれるよう、法律分野のプロフェッショナルとして、法令解釈や判例収集等に長けた弁護士から支援をしてほしいと考えている。

非常勤弁護士は職員という肩書ではあるが、弁護士事務所での業務もあり時間的制約があること、及び、職員の問題意識を少しでも明確にするために、弁護士に相談をする際は、事例の概要や経緯と論点を整理するよう呼び掛けている。

また、中央児童相談所に限らず県設置の他の4児童相談所全ての相談に乗り、必要に応じて現地に赴き保護者への説明など現場対応もしている水内弁護士の働きぶりには非常に満足している。

② 児童相談所が法的知識・経験を必要とする業務を行うために弁護士に備えてほしいこと

児童相談所という職場で働くうえで、児童福祉法や児童虐待防止法といった児童福祉に関連する法律の理解は基本となる。また、援助過程で保護者への説明や説得など困難な場面に直面することもあるため、相談援助技術の基礎も必要だと考えている。

併せて、児童相談所が行政機関であるということを踏まえ、法令と規範に則って行動するという行政職員の仕事の仕方や、関係者との調整・連携が欠かせない組織的対応・チームワークについても、理解が必要だと考えている。

3. 児童相談所における弁護士向けの研修・教育制度

教育訓練という形で弁護士に行った新潟県独自の研修は特にない。しかし、2016年に改正された児童福祉法において、児童相談所に弁護士を配置するか、それに準ずる措置を講じることが必須となったため、子どもの虹情報研修センターなどで児童相談所に配属された弁護士を対象とする研修会の開催が必要であると考えている。こうした研修を通じ、全国の児童相談所配属弁護士が横のつながりを持つことの意味は大きいと考えている。

4. 望ましい弁護士向け研修の具体的な内容

前述の要件を踏まえると、児童虐待相談に限らず、児童相談所で取り扱う業務全般の概要は必要と思われる。このほか、社会的養護のもと（施設や里親家庭など）で暮らしている子どもの状況や、そこから自立した後の暮らしぶりや支援なども知ってほしいと思っている。

No.	9	カテゴリ	児童相談所
ヒアリング対象者名	藤林 武史		
所属	福岡市こども総合相談センター	役職	所長
ヒアリング日時	2018年1月11日（木）		
児童相談所概要			
開設	2003年		
年間相談対応件数	5,134件	うち虐待相談	976件
弁護士の配置	常勤	勤務日	毎日

1. 現在の業務

① 弁護士の採用経緯

藤林所長はこども総合相談センターが開設した2003年から同センターの所長を務めている。児童相談所がプロフェッショナル集団であるべきとの考えから専門的な資格や知識を持った職員を少しずつ増やしており、その一環で常勤弁護士の採用を考えた。弁護士会からの推薦で紹介され、自身も直接面接しており、弁護士としての経験や専門性はもとより、高い志と意欲、人柄に好感を持って久保健二氏の採用に至った。

② 法的サポートを受けた具体例

常勤弁護士であるためほかの職員同様毎日執務室に勤務している。定例の受理会議や援助方針会議に限らず、法律の専門家からのチェックや助言が必要だと思ったタイミングで随時、執務室の打ち合わせテーブルなどで、児童福祉司や児童心理司等職員と協議をしている。

2. 研修に対する要望

① 弁護士に求める役割

配置された弁護士に適宜助言を求めるといふことにとどまらず、組織のあり方として、職員の間には弁護士の発想が「溶け込んでいる」ことが重要だと考える。これは、弁護士がいることにより、児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員等の間にも子どもの権利擁護のセンスと法的対応の感覚が根付くという意味で、福岡市こども総合相談センターでは弁護士が指摘しなくても職員が自然と法的視点からケースワークを進めるようになっており、他の児童相談所においてもそうなることが望ましい。藤林所長はこれを「リーガルソーシヤルワーク」と呼称している。なお、こうしたことが実現できるためにも、藤林所長は児童相談所に配置される弁護士の雇用形態は常勤であるべきだと考えている。

また、個別案件において、子どもの権利を擁護する役割を外部の弁護士に協力してもらうことも多く、弁護士会との連絡・調整窓口としての役割も期待している。

② 児童相談所が法的知識・経験を必要とする業務を行うために弁護士に備えてほしいこと

同センターに所属する久保弁護士が既に備えていた能力だと藤林所長は考えているが、前述した、児童福祉司が子どもの権利擁護のセンスと法的対応を使いこなせるリーガルソーシヤルワークを実現するために、弁護士は他の職員と積極的にかかわることが重要である。児童相談所の権限は強大だが、実行しようとしている行政処分が子どもの最善の利益に資するものか否か常に問う必要がある。その点において、常勤弁護士を配置した当初には、ややも

すると弁護士と職員との間で考え方の一致せずに摩擦が生じるところを、久保弁護士は適宜和らげながら、うまく意識を醸成していったと考えている。

3. 児童相談所における弁護士向けの研修・教育制度

福岡市こども総合相談センター独自の弁護士向け研修は特段ない。ただし、久保弁護士が発起人となり、全国の児童相談所にある常勤弁護士等を対象とした「児童相談所常勤弁護士等研究会」を立ち上げて自主勉強会を開催している。また、兵庫県明石市が常勤弁護士の配置を控えており、名古屋市中央児童相談所と分担して就任予定者を一定期間受け入れ、OJT で行政実務や職員とのコミュニケーションについて伝えている。

4. 望ましい弁護士向け研修の具体的な内容

子どもの虹情報研修センターに医師向け研修があり、これをベンチマークにするのが適当だと考えている。医師には虐待防止に特化した医学会があるため、研究成果など最新の情報が随時更新されるが、弁護士にはそうした機会がないため、年1回の受講を義務付けるべきだというのが藤林所長の考えである。他方、業務との兼ね合いが大変だということにも理解を示しており、現実的な案として、年1回開催する研修を、就任したての「ビギナー」は必須受講、経験者は情報共有の場として活用するために任意受講と位置付けることも一案として、提案している。

日程については1泊2日が上限だとみている。藤林所長は、可能なら初日をビギナー向け、2日目を任意のアドバンスコースと位置付けると、目的と現在の業務歴・レベルに応じて多くの弁護士が参加しやすくなると提案した。

会場については利便性の良い場所を希望しており、東京と大阪の2か所で開催すると参加者の時間的な負担が軽くなると指摘した。職員として参加するのであれば公務と位置づけられ、自治体による費用負担が当然という流れになるが、厚生労働省から弁護士の雇用にかかる補助金の使途に「研修等」とあるとより財源を確保しやすくなる。こうした考えから、久保弁護士が立ち上げた任意の研究会も公務扱いとしたのも、開催準備やセンター内のOA機器利用も業務の一環であると明確に位置付けるためである。

具体的に研修すべき内容としては下記の通り。

【必須】

法的知識：児童福祉法、児童虐待防止法、児童相談所運営指針、行政不服審査法、民法、少年法

行政実務：児童相談所の所掌業務、各種行政処分・手続き、児童虐待に関わる業務

技術：各種申立の書類作成、司法面接のマネジメント（論点の整理など）、個人情報の開示

連携：他職種他機関連携、児童福祉司等への支援、弁護士会との連携

【あれば望ましいもの】

法的知識：行政手続法、行政訴訟法、入国管理法、国籍法、精神保健福祉法、障害者総合支援法、個人情報保護法

行政実務：子どもの心身の疾患や虐待等の影響、社会的養護や自立に関連する社会的資源、生活保護・生活困窮者支援などの社会保障制度

No.	10	カテゴリ	研修機関
ヒアリング対象者名	川松 亮（研究部長）、 増沢 高（研修部長）		
所属	子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）		
ヒアリング日時	2018年1月15日（月）		
機関概要			
設置年	2002年	運営主体	社会福祉法人 横浜博萌会
職員数	17人 ・常勤8：研修部4、研究部1、総務2、専門相談室長1 ・非常勤9	うち講師経験あり	研修部、研究部、専門相談室長を中心に多くが講師経験、研修運営経験多数

1. 研修機関について

子どもの虹情報研修センターは正式名称を「日本虐待・思春期問題情報研修センター」といい、児童相談所職員や教育機関、市町村の子育て関連施策担当部署及び児童福祉施設の職員など、児童福祉に従事する職員を対象として、円滑な業務のための研修を開催したり、児童福祉に関する各種調査研究事業を行ったりもしている。研修は毎月2件程度の研修を実施し、1泊2日から1週間程度まで、1件の研修に要する期間はレベルや学習項目に応じて多様である。かつては職員や講師が教育対象の地域に出張して研修したこともあったが、現在は同センターで開講している研修の中には法律で義務付けられたもので柔軟にカリキュラム時間数を変更することが難しいものがある。また少人数の職員で企画・運営しているため、運営側が物理的に移動することは困難となっている。研修場所は大半が神奈川県横浜市戸塚区にある同センターの研修室・研修ホールである。多くの研修では定員を80人に設定している。正規職員の多くが元児童相談所職員や自治体の福祉部署経験者で、自ら講師となることも多い。

2. 研修の具体的な運営技術

① 集合研修

前述の通り、児童相談所や教育機関、自治体などの職員向けに多くの研修を実施しているが、研究部の川松部長と研修部の増沢部長は、弁護士向けの研修カリキュラムを設計する上で参考にすべき既存研修として「児童相談所・児童心理治療施設（情短）・医療機関等医師専門研修」を挙げる。1泊2日の日程で、初日に視察・実地研修を実施し、2日目に講義と意見交換をするもので、30人の定員の多くは複数回参加者である。医師は一か所の児童相談所に1名（自分自身）のみ配置されることが一般的で、職場で相談相手や参考にすべき例を得るのが困難なため、同職種の参加者による事例検討や情報交換、業務上関連のある異職種の専門家の講義など、職場で得難い経験を積める点が評価されている。

医師研修を始めてから数年は、「児童相談所に配置された医師の役割」について検討するなど、同センターがテーマを設定し、シンポジウムや討議という形で運営した。5年ほど経って参加者の業務歴が伸び、問題意識や視点も変わってきたため、中核となる参加者を軸に希望する内容を募ってプログラムを設定している。

事例検討は多くの研修で取り入れている。参加者に事前課題として提出してもらった事例を選別して、発表の打診をしたうえで、当日に当該事例担当者にプレゼンテーションをしてもらい進行する。定員80人の研修を例に挙げると、参加者を大きく40人に分け、一方は40人で一つのテーマを討議し、一方は8人一組で班ごとに異なるテーマを討議する。これ

を日程の前半と後半で入れ替えて実施し、参加者は少人数と大人数での討議を経験する。医師研修の場合は人数が少ないため、こうしたグループ分けはしていない。事前に事例報告者の希望を募り、その上で事例資料を作成してもらい、当日に報告と検討を行う。

運営準備には半年かけている。開催予定日の約半年前に要綱を公表して参加者を募り、4カ月ほど前に事前課題として参加者のプロフィールや討議したい事例を集める。事例選定は約3か月前、固有名詞を伏せるなど研修教材として加工するのは約2か月前で、並行して最寄り駅から同センターまでの送迎バスやホテルの手配も進める。医師研修の場合は、発表者が決まってから事例資料を作成してもらうので、半年かける必要はなく、3ヶ月で準備を整えることができている。

資料代（教材費）2,000円、宿泊費1泊7,700円、懇親会費4,000円、昼食代600円など参加者に求める負担はほぼ実費のみで、講師の交通費や謝金は同センターの運営費からまかなっている状況である。仮に参加者が参加にかかる交通費から講師謝金までを全額折半して自己負担すると、一人当たりコストは標準的な定員のものでも15万～20万円となり、これにスタッフの人件費が別途加算されるため、少人数になればなるほど固定費負担は重くなる。

② オンライン研修

同センターでは研修の様子をビデオに収録して、センター内の図書館で貸し出している。このほかに「Web トレーニング」としてアセスメントやケース会議の進め方を解説し、付録のワークシートで記入の練習ができるようになっている。また、児童相談所の新任職員を主な視聴者と想定し、ホームページ上で視聴できる15分前後の「ミニ講座」も公開している。いずれの教材も無料で利用できる。

このほか、少人数のWeb研修として「児童福祉関係職員継続研修」を全10回開催している。社会的養護に関連した研修の責任者、研修講師の要請を目指しており、初回と最終回を除いて毎回2時間、インターネット上で事例検討をする。お互いに遠隔参加ではあるが、耳を傾けあう雰囲気は出来ているため、発言が重なりすぎないなど建設的な議論ができているとしている。

③ 研修実施上の注意点

・評価

事例検討や意見交換を主体としたものでも「研修」であることに変わりなく、学習の到達度を図る必要がある点を指摘している。児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修では、年に2回開催するので2回の研修で同じアンケートを実施し、自らの業務の仕方や児童相談所・地域への影響などを尋ね、受講前後で変化を確認する。1回完結の研修では、個々に振り返りシートに記入してもらい、修了証を交付している。併せて、事務局がアンケートを実施し、印象に残ったことや改善点を収集する。

・倫理面、守秘義務

研修内容そのものについては、倫理面での配慮を挙げている。個別ケースを取り扱う場合は固有名詞を伏せる・変更するなど特に子どもが特定されないよう配慮するほか、研修内容を口外しないという誓約書に署名してもらい、同センターで保管している。

・開催コスト

研修費用を抑えるため、送迎バスやビジネスホテルの予約、動画教材の制作等では常に同じ企業を利用し、ボリュームディスカウントを得ている。講師に支払う謝金は政府主催の講演会等での料金単価を参考に決めている。増沢研修部長は、オンライン研修教材の作製費用は一般的に60分のもので100万円前後が相場であると認識しているが、何年間も取引実績のある制作会社に格安で依頼しており、相場よりは安く仕上げている。

3. 研修に関する考え方

① 弁護士に求める役割

後述するように、法律の専門家としての技術を、児童相談所の基本的な機能である「支援」の視点から弁護士に求められる役割を検討していくことが初期の段階では必要だと考えている。

② 児童相談所が法的知識・経験を必要とする業務を行うために弁護士に備えてほしいこと

上記の役割を果たすため、児童福祉に関する法律は、自習を含めて理解することが必要になる。また、児童相談所の業務フローや重要な作業の方法、地域の支援策（社会福祉に関する施策）など、福祉に関する基本的な知識も求められる。こうした知識・技術について、弁護士は自学自習に抵抗感がないことから、必要な項目を体系的に知ることができれば、あとは自ら探求していくと考えている。

③ ほかの専門職向け研修と弁護士向け研修の違い

川松研究部長も増沢研修部長も、弁護士の専門性と社会的地位の高さに注目し、「法律面での正しさとソーシャルワーク上の正しさが必ずしも一致しない」点を意識して職務にあたるよう、弁護士に新たな視点を提供することが重要だと考えている。また弁護士は医師と同様、ほかの職員や子ども・保護者等周囲への発言の影響力が大きいため、法的正当性だけで物事を進めると子どもに大きな精神的ダメージを与えることも伝える必要がある。

現在は、児童相談所に関わる弁護士の多くが、非行問題のある少年の付添人や離婚に伴う親子面会の支援など、何らかの形で子どもに関わる業務を経験しており、児童相談所で働く精神的・技術的素養はあるという。しかし、今後、児童相談所への弁護士配置が進むにつれて、まったく業務経験のない人が配置される可能性もあるため、児童福祉に通じた法的支援の感覚を伝える必要性が高いとしている。

また、将来弁護士の配置が進んだ場合の課題として、業務経験が短い弁護士が配置された場合、事例検討主体の研修のレベルに参加者がついてこられない可能性を指摘する。同センターでは「市区町村虐待対応指導者研修」や「児童養護施設職員指導者研修」など、一定の経験年数を持つ人を対象にした研修を開講しているが、実際は10年以上携わっている人から3年程度の人まで経験と実力がかなりばらばらについている。グループ編成の際に同レベルの人をまとめる、若手中心のグループには業務歴が豊富なチューターがついて適宜助言することで対応している。

No.	11	カテゴリ	有識者
ヒアリング対象者名	安部 計彦		
所属	西南学院大学 人間科学部		
ヒアリング日時	2018年1月11日（木）		
プロフィール			
専門分野	社会福祉学、臨床心理学		
児童福祉との関わり	厚生労働省「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」 「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」構 成員		
児童相談所との関わり	元北九州市児童相談所職員（判定係長、相談第一係長）		

1. 自身が受け持った研修

学識経験者であり児童相談所職員 OB であることから、児童相談所職員向け研修の講師を務める経験が多く、ヒアリング翌日に児童福祉司の任用後研修を控えていた。

当該研修では「関係機関連携と在宅支援」をテーマとした講義（1コマ、90分）と「アセスメントとプランニング」をテーマにした演習（2コマ、計180分）を受け持ち、配布資料と補助教材のDVDを使いながら進行する。

演習で使うDVDは数年前にこども未来財団が作成したもので、保育園でのやり取りやケース会議の中など、節目節目に学習のポイントとなる動きを入れてある。研修当日はDVDを視聴し、映像の要点を整理しながらアセスメントシートやプランニングシートを作るという構成にしている。研修の終盤15分で講師からアセスメントシートの記入例を配布し、書式の使い方や記載文の意図などを解説する。演習はグループワークだが、1班につき最大5人編成とし、全員の発言を促す。このほか、研修によっては参加者からA4版用紙2枚程度でグループ討議にかけたい実例を募集し、当日グループで話し合う。

なお、安部教授は「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の構成員として、要保護児童対策調整機関の専門職（市区町村職員）の研修到達目標とカリキュラムの策定にかかわった。個人的にはすべてに満足しているわけではなく、重要性が低い盛り込まれている項目や、取りこぼしなどがあると考えている。

2. 研修に対する意見

① 研修の構成について

研修を設計するに当たっては到達目標の設定が不可欠だが、安部教授は、児童相談所において弁護士に求められる役割は「ソーシャルワークのリーガルチェックと、法的対応のオプションの提示」だとしている。行政職や福祉職と全く同じ仲間として働くのではなく、法的妥当性を確認しながら業務進行を支援するのが弁護士であり、当然ながら、児童相談所職員があまり詳しくない法律も幅広く知り、実務の場で具体的に助言できることが必要である。併せて、法律の性格を理解したうえで対応方法などに応用するよう助言することも、弁護士に期待されていることだと考えている。

こうした観点から、児童相談所と児童福祉法について全く予備知識がない状態であれば、本や厚生労働省のホームページだけでなく何らかのフォローは必要だとしている。ただし基本は演習で、そのテーマは研修参加者から募集して検討するスタイルが実践的で有益だと指摘した。

② 望ましい研修内容

前述の通り研修は演習主体とし、児童福祉の概論や基本的な法律、申立の仕方等については座学等の時間を取ることを提案している。そのうえで、演習で取り扱うケースは参加者から募集し、事務局がこれを集約したり選定したりしながら資料を作成して進行するスタイルが、専門職である弁護士に合っているのではないかと考える。

演習はグループに分かれて行い、1グループ4～5人編成であれば、経験上、全員発言できて議論が充実するとしている。また、弁護士が参加する勉強会などで「実務ではどうしているのですか」と聞かれることが多いため、進行補助役として現役の児童相談所職員か、辞めて間もないOBが入ると児童相談所実務と法的な理論展開(法律構成)を結び付けて考えやすく、研修の効果が高まると考えている。

討議テーマを募る形式にすると研修内容が都度変わるため、事務局は研修予定時期の約半年前から準備を進める必要がある。研修当日は、定員が80人程度の研修であれば、講師1名と進行補助1～2名、事務局が多くて3名いれば問題なく進行できるとみている。

No.	12	カテゴリ	有識者
ヒアリング対象者名	久保 樹里		
所属	大阪歯科大学医療保健学部		
ヒアリング日時	2017年12月25日(月)		
プロフィール			
専門分野	児童福祉		
児童福祉との関わり	元大阪市こども相談センター 虐待対応担当課長代理 児童福祉司		
児童相談所との関わり	19年		

1. 自身が受け持った研修

児童相談所職員時代から、所内や市・区の子ども相談部門の職員、児童福祉施設職員を対象とする研修を業務として受け持ち、現場で役立つ研修内容を国内外に求めて、実施してきた。内容は児童相談所の業務、児童虐待対応のスキル、アセスメント、虐待を受けた子どもの理解とかかわり、ジェノグラム(家族図)の活用、面接技法、会議のファシリテーション、ペアレントトレーニング、アタッチメントに関するものまで広範囲にわたる。現在は、各地の児童福祉司任用前講習会・任用後研修、要保護児童地域対策協議会職員向け研修を数多く行っている。

私的には、「大阪ライフストーリー研究会」のメンバーとともに、社会的養護で育つ子どもが生き立ちを知るための「ライフストーリーワーク」の研修を児童相談所・児童福祉施設職員に対して不定期に行ったり、児童養護施設においてケアワーカーのスキルアップのために「アタッチメント」のプログラムを月に2回、継続的に実施したりしている。

加えて「そだちと臨床研究会」のメンバーとともに虐待対応におけるスキルアップのための研修を1日、もしくは2日間で長年、行ってきた。架空の虐待事例を用いて、通告から始まる実際の対応を段階別に分け、どのようなことを調査し、アセスメントするのか、対象家族の保護者、子どもとの面接の仕方、職権保護の遂行と告知、子どもへの説明、家族再統合に向け家族と協力して進める家族応援会議の方法などについてワークショップ形式で行うものである。

久保氏が単独で講師を務める研修においては、既存の研修内容を再構成しながら教材を作るため、およそ3、4日でスライドや配布資料などを作り上げる。新規のテーマの研修資料の作成の場合は作成のための資料収集も含めるとさらに日数を要する。

2. 研修に対する意見

① 研修の構成について

研修の位置づけについては、研修を通じて弁護士向けに伝える知識やノウハウが、現場とのつながりがあるものであるべきだと考えている。すなわち、児童福祉現場の実態を理解し、弁護士としての司法の知識や対応力で福祉現場を補完するための基盤作りの場としての研修が望ましい。現実的には虐待に関する業務を依頼することが多いと予想するが、児童相談所は児童の福祉問題全般を担当しており、まず児童相談所の業務とその理念について理解を深める必要がある。

職種の違いを理解することも大切である。虐待対応では保護者と対立することも多い。対立に慣れている弁護士とは異なり、たいていの場合、福祉にかかわる職種は対立を得意としないが、子どもの安全のためにそこを回避することはできない。現在の日本の法制的には、対立関係で始まったとしても保護者と協働し、虐待にいたらない子育てができるように支援することが求められる。そのため、虐待を理由とした児童福祉法第28条に基づく家庭裁判

所への審判申立てについても、その目的はただ単に承認を得ることではなく、子どもの最善の利益のために、現在の子どもの安全を保障し、保護者に気づきを与えるものであることが望ましい。

講義と演習のバランスについては、講義で知識を受け取るばかりではなく、能動的に参加しその場でアウトプットする「アクティブラーニング」という手法が、弁護士向け研修でも使えると考えている。弁護士は前提となる法的な知識や、さまざまな情報から理論建てを行い、結論に結び付けていくことの訓練はすでに受けているとし、基礎的な児童福祉に関する理解の後には、さまざまな事例を用いて、グループワークなど参加型の研修がよいと考える。

イギリスではワーキング・トゥギャザーとして、児童虐待に関わる多職種がともに学ぶという形をとっているという。運営準備の負担が大きいですが、弁護士だけではなく、児童相談所で「同僚」となる児童相談所の職員も加わり、ともに学べるような場が実現されることを期待している。また各地の児童相談所にかかわる弁護士が集まることで、弁護士間のネットワークが構築されることも望ましいと考える。

② 望ましい研修内容

- a. 児童福祉の理念、児童相談所の相談内容と業務の流れ、児童福祉に関する法制度、児童虐待について、対象となる子どもや家族の理解などの基礎知識の習得
- b. 児童相談所が弁護士にどのような業務を期待しているのか、どのようなことに悩んでいるのか、どのような法律問題があるのかなど現場の実情の理解
- c. 弁護士がかかわった実際の事例の紹介（虐待相談以外も含め）
- d. 児童福祉法第 28 条に基づく申立てなどのさまざまな事例について、申立書作成におけるポイントを学ぶ
- e. 事例を用いて、グループで話し合いながら、対応を協議

前述したアクティブラーニングの考え方を研修に取り入れることが良いのではないかと考えている。「リスクをどのように見立てるか」「説得力のある申し立てを行うために必要な情報は何か、どのように調査をどう進めるか」「援助内容の法的根拠は何か」「子どもや親にどう説明するのか」「保護者と対立状況の中で押さえるべきものは何か」など、事例を用いて、話し合いながら進めることで、実際の業務の中で生きる知識と技術が身につくと考える。

No.	13	カテゴリ	有識者
ヒアリング対象者名	橋本 和明		
所属	花園大学 社会福祉学部 臨床心理学科 教授		
ヒアリング日時	2018年1月25日(木)		
プロフィール			
専門分野	臨床心理学、非行臨床、犯罪心理学、司法臨床、虐待臨床、発達障害、子育て支援等		
児童福祉との関わり	2007年～：日本虐待防止学会評議員 2008年～：子どもの虹情報研修センター企画評価委員 2015年～：厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員 その他、子育て・教育分野における各種審議会等の委員就任経験、研修講師の担当経験を豊富に持つ		
児童相談所との関わり	大阪府子ども家庭センター・大阪府女性相談センターのスーパーバイザーのほか、児童相談所審査部会の部会長などを歴任		

1. 自身が受け持った研修

元家庭裁判所調査官で、臨床心理士。臨床心理を専門とし、警察官が正確な供述を引き出せるよう司法面接のマニュアルを策定するなど、実務経験と専門知識を生かし、研究活動のかたわら、子どもの権利擁護に関する制度設計や、児童相談所でのマネジメント支援を行っている。

子どもの虹情報研修センターをはじめとして、全国で研修講師を務めており、小規模なものや連続講座などを含めると、多い年で年間30回ほど担当する。対象は児童相談所長や職員のほか、弁護士、警察、臨床心理士などで、子どもの権利擁護に関係する専門職向けの講座を担当することも多いという。よく取り扱うテーマとして、下記6種類を挙げている。

- ・虐待の基礎知識と、虐待が子どもに与える影響（解離、トラウマ、愛着の問題）
- ・虐待と非行との関係
- ・発達障害と非行との関係
- ・発達障害と虐待の関係、子育て支援について
- ・犯罪心理鑑定
- ・面接技法（特に調査面接と司法面接）

2. 研修に対する意見

① 研修の構成について

担当する講座にもよるが、初心者と熟達者が一堂に会して受講する研修に関わることが多い。このため、橋本教授が講座を受け持つ際は、心理学など専門的知識がなくても理解できるよう工夫するという。例えば、「ショッキングな出来事」と「トラウマ」の違いや、「解離」とは具体的にどのようなことを指すのか、など、業務上必須の知識や技法について、易しい言葉と事例を用いて説明している。講義を主体とし、疑似体験することが有用だと判断すれば適宜ロールプレイングや事例検討などを実施する。また、講義も退屈しないよう、配布用スライドはあえて投影用スライドより数枚分減らしたり、途中で受講者を当てたりして、できるだけ双方向型でディスカッションできるような講座となるよう工夫している。

講座を受け持つ際、講師の打診は遅くともおよそ3か月前に来る。内容が類似する講座を複数かけ持っているため、一つの講座でスライドや教材を作るのには4時間ほどかけており、当日は特段運営補助員を置かずに進行する。

また、実技主体の面接研修を行うこともある。児童福祉に関する業務で使われる面接技法には、客観的事実のみを収集する「司法面接」、相手の主観を全面的に受け止める「臨床面接」のほか、両者の中間に位置し、主観と客観の事実をともに収集する「調査面接」があり、受講対象者や目的に応じて適切なものを選定している。

② 望ましい研修内容

児童相談所のソーシャルワークを法律面から支える役が弁護士であり、十分に収集した事実に基づいて法的判断や助言をするものと考えている。こうした役割を果たすため、弁護士は証拠として使用できる事実を収集する技術に長けていなければならないとしている。前述の3種類の面接技法の中では「調査面接」と「司法面接」に該当し、必ずしも自らが面接に当たらなくても、事例を担当する児童福祉司等に適切に指示できることが重要である。家裁調査官として申立書を受け取る側にいた頃、児童福祉司が作成する申立書は、事実や証拠に関する記述が不十分だと感じたことが多く、弁護士には事実の収集から申立書の作成まで、法的判断と行政処分にかかる業務を適切に進められるよう、職員を支援し児童相談所を守ることを期待している。

また、事実収集の重要性や面接技術、各種申立の実務のほか、子どもの発達に関する知識も学ぶべきだと考えている。虐待を受ける子どもやその親は発達障害を抱えていることもあり、発達障害や愛着障害等への理解が必要である。加えて、法に基づいた処遇が子どもの人生にどう関わるか、常に考えながら職務に当たることが重要だと強調する。例えば、児童福祉法第28条に基づく申立ての効力が切れる2年後に子どもの暮らしはどうあるべきかなど、福祉の発想を持つ必要がある。

なお、研修の手法としては集合研修が適していると考えている。職場で唯一の法律専門職として様々な相談に対応するに当たり、研修で知り合った弁護士同士、または講師や運営補助員など異なる現場の職員とネットワークをうまく築くことで、難しい場面を切り抜けるヒントが得られるものとしている。

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童相談所に配置される弁護士を対象とした
研修制度に関する調査研究事業
事業報告書

発 行 日：平成 30 年 3 月
編集・発行：PwC コンサルティング合同会社